

共同新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び同法施行規則第 205 条に定める書面)

2021 年 8 月 6 日

川崎重工業株式会社

2021年8月6日

共同新設分割に係る事前開示書面

神戸市兵庫区東川崎町三丁目1番1号

川崎重工業株式会社

代表取締役 橋本 康彦

当社は、2021年5月20日付で、日立造船株式会社（大阪市住之江区南港北一丁目7番89号。以下「日立造船」という。）と共同で作成した新設分割計画に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社及び日立造船がシールド関連事業（シールド掘進機、TBM（トンネルボーリングマシン）及び土木機械等、及びそれらの部品の設計、開発、修理並びに販売に関する事業等。ただし製造に関する事業を除く。）に関して有する権利義務を、新たに設立する川重日立造船シールド準備株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる共同新設分割（以下「本分割」という。）を行うことといたしました。

会社法第803条第1項及び同法施行規則（以下「規則」という。）第205条の規定により、本分割に関して当社本店に備え置くこととされる事項は下記のとおりです。

記

1. 共同新設分割の内容（会社法第803条第1項第2号）

別紙1をご参照ください。

2. 分割対価の相当性に関する事項（規則第205条第1号イ）

（1）交付する株式数及び割当ての相当性に関する事項

新設会社は、本分割に際して、当社に対し普通株式9,600株、日立造船に対し普通株式9,600株を割り当てることといたしました。

当社及び日立造船は、本分割に係る割当ての公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「第三者算定機関」という。）を選定し、本分割を含む対象事業の価値の算定を依頼しました。

対象事業の価値の評価手法として、第三者算定機関は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）を採用しました。これにより、当社及び日立造船の対象事業について、将来の活動状況を能動的に反映し、評価することができます。なお、前提

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（規則第 205 条第 6 号イ）

① 当社は、2021 年 3 月 31 日開催の取締役会において、準備会社として 2021 年 3 月 10 日に設立した川崎車両株式会社へ、車両カンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約の概要は、別紙 3 をご参照ください。

② 当社は、2021 年 3 月 31 日開催の取締役会において、準備会社として 2021 年 2 月 12 日に設立したカワサキモーターズ株式会社へ、モーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約の概要は、別紙 4 をご参照ください。

③ 当社は、2021 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、川重冷熱工業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の概要は、別紙 5 をご参照ください。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社における債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 1,630,571 百万円、負債の額は 1,342,822 百万円です。そして、本分割により、当社が新設会社に対して承継させる資産の額は、490 百万円、負債の額は 0 百万円となる見込みです。

2021 年 3 月 31 日から本日に至るまで、当社の資産及び負債並びに当社が新設会社に対して承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。また、本分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 新設会社における債務の履行の見込みに関する事項

当社及び日立造船が新設会社に承継させる資産の額は 977 百万円、負債の額は 0 百万円の見込みであり、本分割後の新設会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況に

ついて、新設会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていないことから、新設会社の負担する債務については、履行の見込みがあると判断しております。

以 上

別紙1 共同新設分割計画書
次頁以降をご覧ください。



共同新設分割計画書

川崎重工業株式会社（神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号。以下「甲」という）及び日立造船株式会社（大阪市住之江区南港北一丁目7番89号。以下「乙」という）は、甲乙が本対象事業（第1条に定義する）に関して有する権利義務を、共同して新たに設立する川重日立造船シールド準備株式会社（以下「新設会社」という）に承継させる新設分割（以下「本会社分割」という）について、以下のとおり共同新設分割計画（以下「本計画」という）を作成する。

第1条 共同新設分割

甲及び乙は、本計画の定めに従い、本効力発生日（第2条に定義する）をもって、以下に記載する承継事業（以下「本対象事業」という）に関して甲及び乙が有する第3条第1項に規定する権利義務を新設会社に承継させ、新設会社はこれを承継する。

甲

甲が行うシールド、TBM 及び土木機械関連事業（シールド、TBM 及び土木機械等、及びそれらの部品の設計、開発、修理並びに販売に関する事業等。但し、製造に関する事業を除く。）

乙

乙が行うシールド、TBM 及び土木機械関連事業（シールド、TBM 及び土木機械等、及びそれらの部品の設計、開発、修理並びに販売に関する事業等。但し、製造に関する事業を除く。）

第2条 効力発生

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「本効力発生日」という）は、2021年10月1日とする。但し、本会社分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、変更することができる。

第3条 承継する資産、債務、契約その他の権利義務

- 1 本会社分割により甲及び乙から新設会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙1「承継権利義務明細書」記載のとおりとする。
- 2 新設会社が甲及び乙から承継する債務については、免責的引受の方法によるものとする。当該債務について第三者から甲及び乙に請求がなされた場合、新設会社は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、会社法第764条第2項に基づく請求を含み、甲及び乙が当該債務の履行その他の負担をしたときは、甲及び乙は新設会社に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条 分割対価

新設会社は、本会社分割に際し普通株式 19,200 株を発行し、甲に対して 9,600 株、乙に対して 9,600 株を割当ててゐる。

第5条 資本金及び準備金

本会社分割による新設会社の設立の際における資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額： 4 億 8 千万円
- (2) 資本準備金の額： 4 億 8 千万円
- (3) その他資本剰余金の額：会社計算規則第 51 条に従い別途定める額

第6条 承認決議

甲及び乙は、会社法第 805 条の定めにより、会社法第 804 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。

第7条 善管注意義務

甲及び乙は、本計画作成後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本対象事業に係る業務の執行及び財産の管理を行うものとし、本対象事業に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲においては乙の、乙においては甲の承認を得て行うものとする。

第8条 本計画の変更等

甲及び乙は、本計画の作成後、本効力発生日に至る間に、以下の事項のいずれかが生じたときには、双方の合意により、本計画に定める条件を変更し、又は本会社分割を中止することができる。

- (1) 本会社分割の実行に必要な関係官庁の許認可等が得られないと合理的に判断されたとき。
- (2) 甲又は乙の財産その他の権利義務又は経営状況に重大な悪影響が生じたとき。

第9条 定款で定める事項

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙 2 に記載のとおりとする。

第10条 設立時役員

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

設立時取締役： 高浦 聡一、松永 修次、浅香 英樹、平山 真治、鎌屋 樹二、
村田 英彰

設立時監査役： 高野義人、小山田 毅

第11条 協議事項

本計画に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。

以上を証するため、本書2通を作成し、本計画の当事者が各1通を保有する。

2021年5月20日

甲

神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号

川崎重工業株式会社

代表取締役 橋本 康彦



乙

大阪市住之江区南港北一丁目7番89号

日立造船株式会社

代表取締役 三野 禎男



承継権利義務明細書〔甲〕

第3条に定める承継する資産、債務、契約その他の権利義務については、次の通りとし、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第2条に定める本効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

現金

(2) 固定資産

①有形固定資産

主として本対象事業に属する機械及び装置、工具、器具及び備品等の有形固定資産

②無形固定資産

主として本対象事業に属するソフトウェア等の無形固定資産（知的財産権については、3.(1)に定めるところによる）

2. 債務

3.(2)に定めるものを除き、一切承継しない

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産権

主として本対象事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、技術情報、ノウハウ、その他主として本対象事業に関する知的財産権

但し、甲の他の事業部門と共同で使用するもの及び甲に支障が生じる恐れがあると甲が判断したものを除く

(2) その他の契約、許認可

主として本対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他主として本対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（本効力発生日以前に生じた甲の債務及び本効力発生日において受注済みの案件に関するものを除く）

本対象事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの
但し、甲の本対象事業を行っている以外の事業部門と共同で使用するもの及び甲に支障が生じる恐れがあると甲が判断したものを除く

以 上

承継権利義務明細書〔乙〕

第3条に定める承継する資産、債務、契約その他の権利義務については、次の通りとし、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第2条に定める本効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

現金

(2) 固定資産

①有形固定資産

主として本対象事業に属する工具、器具及び備品等の有形固定資産

②無形固定資産

主として本対象事業に属するソフトウェア等の無形固定資産（知的財産権については3.(1)に定めるところによる）

2. 債務

3.(2)に定めるものを除き、一切承継しない

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産権

主として本対象事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、技術情報、ノウハウ、その他主として本対象事業に関する知的財産権

但し、乙の本対象事業を行っている以外の事業部門と共同で使用するもの及び乙の事業に支障が生じる惧れがあると乙が判断したものを除く

(2) その他の契約、許認可

主として本対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他主として本対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（本効力発生日以前に生じた乙の債務及び本効力発生日において乙が受注済の案件に関するものを除く）

本対象事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの
但し、乙の本対象事業を行っている以外の事業部門と共同で使用するもの及び乙の事業に支障が生じる惧れがあると乙が判断したものを除く

以 上

(別紙2)

定 款

川重日立造船シールド準備株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、川重日立造船シールド準備株式会社と称する。

(所 在 地)

第 2 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. シールド掘進機、TBM（トンネルボーリングマシン）及び土木機械関連事業
2. 前号記載の製品の補修部品、予備品の販売
3. 第一号に記載する製品の組立て、保守・点検及び修理、操業、維持管理に関する業務
4. 前各号に付帯関連する一切の事業

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式及び株主

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、100,000 株とする。

(譲渡制限株式)

第 7 条 譲渡による当社の株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡請求)

第 8 条 当社は、相続及び合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 10 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役である社長が、取締役会の決議に基づき、これを招集する。

② 前項の取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

(議 長)

第 13 条 株主総会の議長は、社長が、取締役会の決定に従いこれにあたる。

② 取締役会で決定した議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

③ 議長は、株主総会の決議によって、会議の延期もしくは続行を行うことができる。この場合には、別に招集手続きを行うことを要しない。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、株主総会において、議決権を有するほかの出席株主 1 名を

代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する委任状を差し出さなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第16条 当社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定めるほか、役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、取締役である社長がこれを招集し、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がその議長となる。

② 前項の取締役にそれぞれ欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の運営)

第 23 条 その他当社の取締役会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

② 取締役の報酬等の分配は取締役会において定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の員数)

第 25 条 当社の監査役は 2 名以上とする。

(選任の方法)

第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。

(監査役の任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第 28 条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。

② 監査役の報酬等の分配は監査役の協議により定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 30 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 31 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第 33 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の代表取締役)

第 34 条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 平山 真治

設立時代表取締役 高浦 聡一



別紙2 日立造船の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以降をご覧ください。

第124期 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

日立造船株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

①全般の概況

当期（2020年度）の経済情勢は、世界的に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により厳しい状況で推移する中で、国内でも設備投資や雇用情勢が弱含みに推移したものの、公共投資が堅調なこともあり、持ち直しの動きも見られました。

こうした中で、当社グループは、長期ビジョン「Hitz 2030 Vision」を見据え、収益力の強化を推進し確実に成果をあげる期間と位置づける3か年の中期経営計画「Forward 22」を2020年度からスタートさせ、製品・サービスの付加価値向上、事業の選択・集中の推進とリソースの伸長分野へのシフト、業務効率化・生産性向上による働き方改革の実現を基本方針として、各種重点施策を鋭意推進してまいりました。

・受注、売上、損益の状況

当期の受注高は、機械部門、インフラ部門の減少などにより、前期を下回る4,294億円となりました。また、売上高については、インフラ部門などが減少したものの、環境・プラント部門の増加により、前期を上回る4,085億円となりました。

損益面では、営業利益は、環境・プラント部門が減少したものの、機械部門、インフラ部門が黒字転換し大幅に改善したことにより前期を上回る153億円となりました。また、経常利益は、営業利益の増加により、前期を上回る117億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、当社茨城工場を含む電力卸売事業に係る減損損失を特別損失として計上したものの、前期を上回る42億円となりました。

(単位：億円)

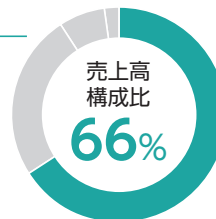
	第123期 (2019年度)	第124期 (2020年度)	増減 (前期比)
受注高	4,541	4,294	△247 (5.4%減)
売上高	4,024	4,085	61 (1.5%増)
営業利益	138	153	15 (10.8%増)
経常利益	94	117	23 (25.1%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	21	42	21 (93.8%増)

②部門別の概況

環境・プラント部門

主要な事業内容

- ごみ焼却発電・リサイクル施設
- 水・汚泥処理施設
- エネルギーシステム（発電設備）
- バイオマス利用システム
- 海水淡水化プラント等各種プラント
- 電力卸売

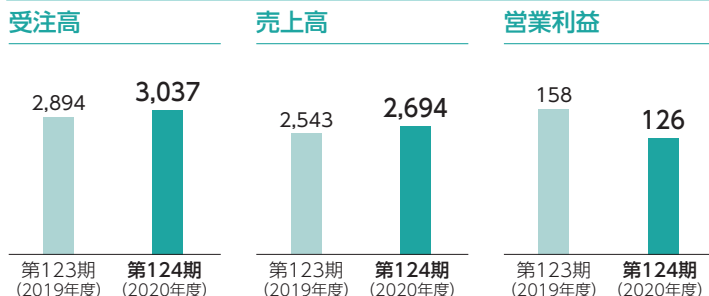


受注高は、国内では東京二十三区清掃一部事務組合向け江戸川清掃工場建替工事、鹿児島県南薩地区衛生管理組合向け南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業等、海外では英国向けごみ焼却発電施設建設工事、ロシア向けごみ焼却発電施設設備工事を3件受注したことなどにより、前期から143億円増加し、3,037億円となりました。

売上高は、国内ごみ焼却発電施設の大口径工事が減少したものの、海外では大口径工事が進捗したことなどにより、前期から151億円増加し、2,694億円となりました。国内では熊本県菊池環境保全組合、茨城県霞台厚生施設組合、山形県鶴岡市向けごみ焼却発電施設建設工事、福島県会津若松地方広域市町村圏整備組合向け有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）の建設工事等が完工しました。

営業利益は、海外子会社の収益改善があったものの、売電事業の悪化および新製品のコスト増などにより、前期から32億円減少し、126億円となりました。

（単位：億円）



菊池環境工場 クリーンの森合志（熊本県）

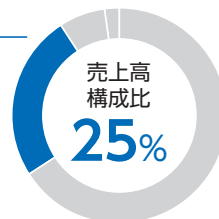


霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設
（愛称：霞台クリーンセンターみらい）（茨城県）

機械部門

主要な事業内容

- 船用原動機 ● 船用甲板機械 ● 自動車用プレス機械
- ボイラ ● 脱硝触媒 ● 圧力容器等各種プロセス機器
- 原子力関連設備機器 ● プラスチック機械 ● 食品機械
- 医薬機械 ● 精密機器 ● エレクトロニクス・制御システム



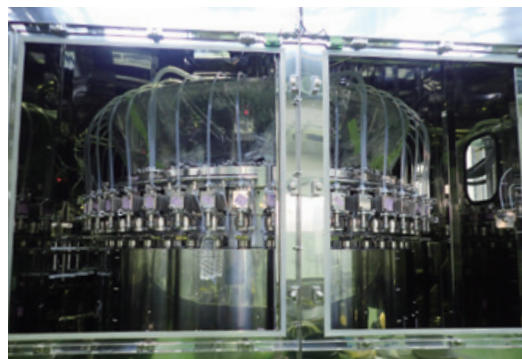
受注高は、船用原動機、精密機械が増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う設備投資の減少によりプロセス機器、自動車用プレス機械が減少したことなどにより、前期から248億円減少し、895億円となりました。

売上高は、船用原動機、圧力容器等のプロセス機器、飲料充填包装ライン等の精密機械が増加した一方で、自動車用プレス機械では、マレーシア向けなどの売り上げがあったものの、全体としては減少したことにより、前期から15億円減少し、1,017億円となりました。

営業利益は、プロセス機器、船用原動機の収益改善などにより、前期から30億円改善し、18億円となりました。

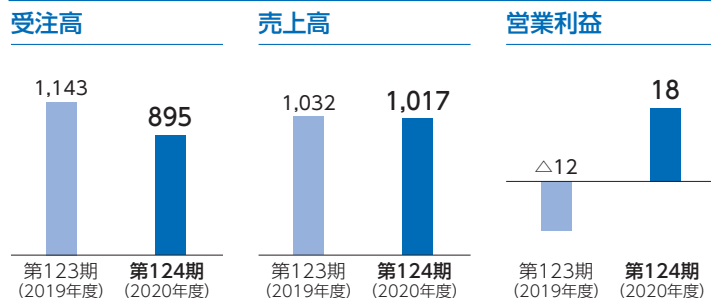


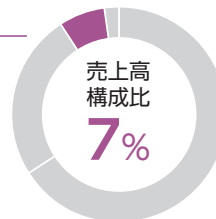
マレーシア向け自動車用プレス機械（サーボトランスファプレス）



アイリスオーヤマ株式会社向けミネラルウォーター／炭酸水充填包装ライン

(単位：億円)





インフラ部門

主要な事業内容

- 橋梁
- 水門扉
- 煙突
- 海洋土木
- シールド掘進機
- 風力発電
- 防災システム

受注高は、阪神高速道路株式会社向け六甲アイランド東工区鋼桁および鋼製橋脚工事をはじめ国土交通省・各地方自治体向けの橋梁・水門などを受注しましたが、大口工事の減少により、前期から119億円減少し、278億円となりました。

売上高は、大口の橋梁工事やシールド掘進機の減少により、前期から44億円減少し、291億円となりました。

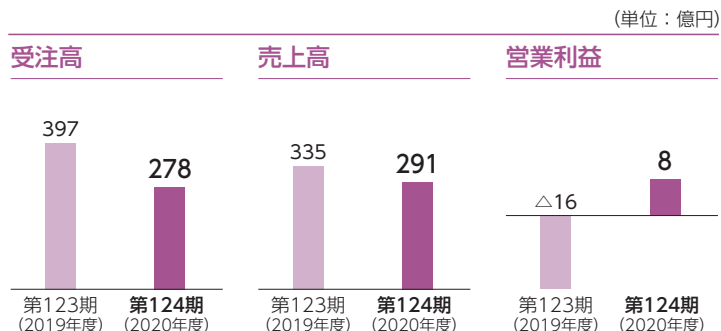
営業利益は、個別工事の採算改善や補償工事費の減少により、前期から24億円改善し、8億円となりました。



岩手県（細浦漁港）向け海底設置型フラップゲート式水門



四国地方整備局向け津田高架橋

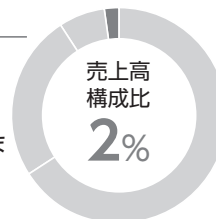


その他部門

主要な事業内容

- 運輸・倉庫・港湾荷役

受注高は、前期から23億円減少の84億円、売上高は、前期から31億円減少の83億円となりました。また、営業利益は、前期から7億円減少の1億円となりました。



(注) 2021年度から、環境・プラント部門を環境部門に名称変更し、また、機械部門およびインフラ部門を統合して機械・インフラ部門とするセグメントの変更を行っております。

事業報告

(ご参考)
トピックス

再生可能エネルギー、ゼロカーボンの電力を供給開始

当社は、ごみ焼却発電施設などバイオマス発電施設で発電された再生可能エネルギー（再エネ）100%の電力を東京都国立市役所本庁舎（2020年11月～）、大阪府大手前庁舎（2021年4月～）に、またCO₂排出量ゼロの「ゼロカーボン電力」100%を静岡県御殿場市内の公共施設（2021年3月～）向けに供給開始しました。これらは、各自治体で率先して取り組まれているCO₂排出量の削減に寄与します。

当社はごみ焼却発電施設の建設や運営の豊富な実績を有し、2015年からごみ焼却発電などによるCO₂排出係数の低い、再エネを活用した電力小売事業に参入しています。当社の特長は、豊富で安定した再エネ・ゼロカーボン電力を供給できる点で、これまで東京都庁などに再エネ電力を供給してきました。また長野市の市立小中学校・高等学校向けには地域のごみ焼却発電施設による「地産地消」の電力供給に取り組んでいます。当社は今後も再エネ・ゼロカーボン電力の普及を通じて、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していきます。



富士山エコパーク（ごみ焼却発電施設：静岡県御殿場市）で発電された電力が、御殿場市内の小中学校等公共施設で利用されます。

下水汚泥焼却事業の実証試験を実施

当社は、東京都下水道局との「第二世代型焼却炉適合に向けた共同研究（ストーカ炉の下水汚泥燃焼適合技術）」において、2020年9月から2021年7月までストーカ炉により下水汚泥を850℃以上の高温で燃焼する実証試験を実施します。

下水汚泥は850℃未満で燃焼した場合、CO₂の約300倍の温室効果がある一酸化二窒素（N₂O）が発生するため、その削減と安定した燃焼によるCO₂の削減が求められています。本試験で、ストーカ炉は、従来の焼却炉よりN₂Oを50%以上、CO₂を20%以上削減し、安定した燃焼運転が可能であることを検証します。得意とするごみ焼却のストーカ炉技術をもって下水汚泥の焼却事業に参入し、高温で安定した燃焼による温室効果ガスの削減に寄与すべく、2021年度の技術認証取得を目指します。



実証試験設備（外観）

スウェーデンのバイオガスプラントの運営開始

海外子会社のHitachi Zosen Inova社がスウェーデンにおいて自社施設として建設中であったバイオガスプラントが完成し、2020年12月から運営を開始しました。生ごみや剪定枝などの有機性廃棄物を発酵して得たバイオガスを精製し、民間バス会社や燃料会社へ輸送用燃料として供給・販売します。スウェーデンが2045年までのカーボンニュートラル化を目指して推進する公共輸送機関の燃料転換に貢献するものです。

本施設は、米国カリフォルニア州に続く2件目のInova社保有のバイオガスプラントです。同社では、今後も安定的な収益構造の確立のため、ごみ焼却発電施設の建設に加え、サービス事業、バイオガス事業の伸長に取り組んでまいります。



バイオガスプラント（スウェーデン）

AIを活用した熱交換器の非破壊検査システム、 「第2回ディープラーニングビジネス活用アワード」大賞を受賞

当社と子会社の株式会社ニチゾウテックが、石油・化学プラントや発電所などで使用される熱交換器の管端溶接部の非破壊検査向けに共同開発した「AI超音波探傷検査システム」が、日経クロストレンド・日経クロステック主催の「第2回ディープラーニングビジネス活用アワード」の大賞を受賞しました。従来、検査員が目視で超音波検査の画像データを判定していましたが、本システムは画像データの解析にAIを活用することで、検査の大幅な効率化、精度向上を実現しました。受賞にあたっては、日本のものづくりがディープラーニングによって変革できることを示した点が高く評価されました。

当社グループは今後もIoTやAIを活用した製品・サービスの付加価値向上に取り組んでまいります。

※ディープラーニングとは、AI技術の一つ。コンピューターが物事を理解するための新しい学習方法を指す。これまで実現できなかった抽象的なデータを認識することができる点が大きな特徴。



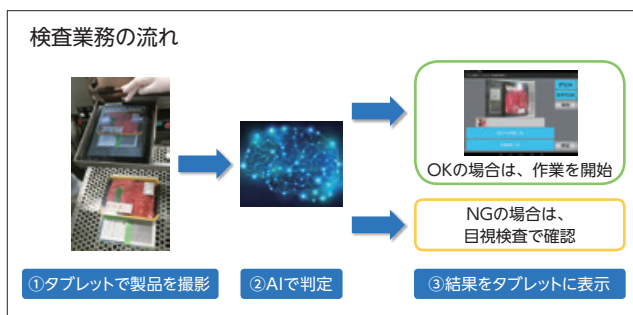
表彰式の様子（上）
検査装置（左下）、熱交換器の検査の様子（右下）

AIを活用した食品工場の検品作業効率化システムを販売開始

当社はこれまで食品工場向けに品質管理やトレーサビリティに有用な生産ライン映像記録システム「食レコ」を提供してきましたが、このたび、その知見とAIを活用し、画像判定により商品の形や色を認識し内容物とラベルの検品を正確かつ効率化するシステム「リモートラベルチェックサービス」を販売開始しました。

目視による検品を本システムに変更することで、ヒューマンエラーの防止、業務効率化、生産性向上が可能です。導入いただいているイオンフードサプライ株式会社では、目視負荷が90%以上削減され作業効率の改善に寄与しています。また、データの運用と監視業務を当社の「Hitz先端情報技術センター（A.I/TEC）」で行うことで、適時性と専門性を兼ね備えたワンストップのサービス提供を実現させており、食レコとの組み合わせにより、品質管理を一層強化できます。

当社は、今後も画像・AIの分野で食の安全・安心と生産性の向上に貢献していきます。



TCFD提言への賛同を表明

当社は、気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言への賛同を表明しました。TCFDは、G20の要請を受け金融安定理事会が設立した特別チームで、企業に対して気候変動リスク・機会の財務的影響の把握と情報開示を推奨する旨提言しています。

近年、気候変動は喫緊の社会的課題であり、企業経営においても重要なリスク・機会となっています。当社は長期ビジョン「Hitz 2030 Vision」において、クリーンなエネルギー・水の提供、環境保全、災害に強く豊かな街づくりを軸とした事業を通じて気候変動等の社会的課題を解決し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。今回の賛同により、気候変動へのさらなる対応を進めるとともに、気候変動関連の情報の開示を拡充してまいります。



(2) 設備投資の状況

当期においては、生産性向上のための合理化投資、新製品・新事業開発および事業化のための設備投資、生産能力増強のための設備投資を中心に、総額10,831百万円の設備投資を実施しました。

・部門別の主な設備投資

(単位：百万円)

部 門	金 額	主 な 内 容
環 境 ・ プ ラ ント	4,941	ごみ焼却発電設備の更新、バイオガスプラントの建設、発電設備機器の更新
機 械	4,170	PtG棟の建設、自動車製造用プレス機械工場の建替、レーザー溶接機の導入
イ ン フ ラ	643	全天候型塗装工場の建設、プラズマ溶接機の更新、各種生産設備の更新
そ の 他 ・ 共 通	1,075	高圧電源設備の増設、空調設備の更新
計	10,831	

(注) 各部門に区分できない設備投資額は、その他部門に含めて記載しております。

(3) 資金調達の状況

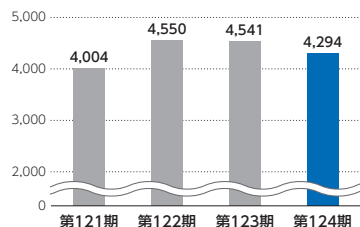
当期においては、主として今後の運転資金および事業投資資金に充当するため、長期借入金1,746百万円を調達しました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第121期 (2017年度)	第122期 (2018年度)	第123期 (2019年度)	第124期 (2020年度)
受 注 高 (億円)	4,004	4,550	4,541	4,294
売 上 高 (億円)	3,764	3,781	4,024	4,085
営 業 利 益 (億円)	59	73	138	153
経 常 利 益 (億円)	33	67	94	117
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)	21	54	21	42
1 株当たり当期純利益 (円)	12.88	32.31	13.04	25.26
総 資 産 (億円)	3,918	4,290	4,095	4,293

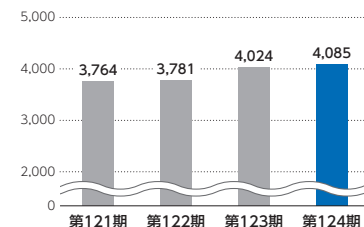
●受注高

(単位:億円)



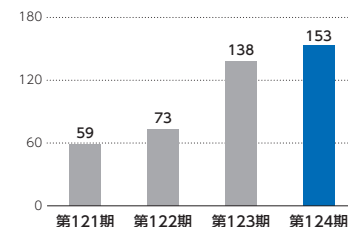
●売上高

(単位:億円)



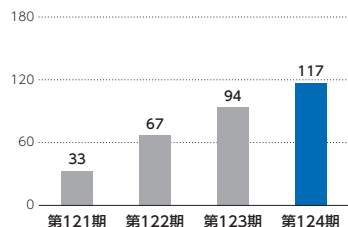
●営業利益

(単位:億円)



●経常利益

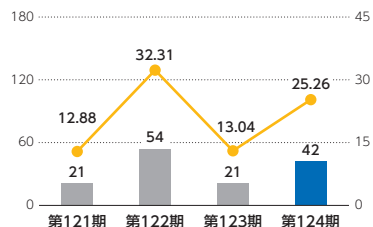
(単位:億円)



●親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益

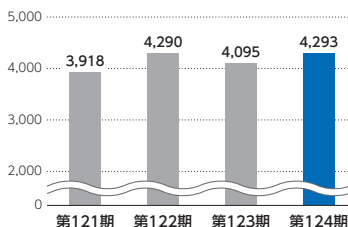
(単位:億円)

● 1株当たり当期純利益
(単位:円)



●総資産

(単位:億円)



(5) 対処すべき課題

中期経営計画「Forward 22」の初年度（2020年度）は、営業利益、経常利益が期初計画を大幅に上回るとともに、親会社株主に帰属する当期純利益は期初計画を達成することができました。前年度において赤字工事が収束した海外子会社のHitachi Zosen Inova社は収益計画を上回る成果をあげ、ものづくり事業についても業務プロセスの改善により大幅に収益が改善しました。今後も収益力強化に努めてまいります。なお、2021年4月1日付で、当社機械事業本部と社会インフラ事業本部を統合して機械・インフラ事業本部とし、ものづくり事業の強化、伸長を図っております。

2021年度については、計画数値（連結業績見通し）を右表のとおりとしました。これを達成するため、以下の「Forward 22」の基本方針に基づく重点施策を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、当社グループ事業の多くを占める官需では、現時点で大きな影響はありませんが、民需が中心となる機械事業の一部において、顧客業界の設備投資の様子見などの影響が出始めています。引き続き、状況を注視し、影響を最小限にとどめるよう対応してまいります。

(単位：億円)

	2020年度		2021年度
	期初計画	実績	計画
受注高	4,100	4,294	4,500
売上高	4,000	4,085	4,000
営業利益 (営業利益率)	110 (2.8%)	153 (3.8%)	140 (3.5%)
経常利益	65	117	90
親会社株主に帰属 する当期純利益	40	42	50

■中期経営計画「Forward 22」（2020年度～2022年度）

1. 製品・サービスの付加価値向上

IoTやAIを活用したものづくり事業のサービス化、製品・サービスの付加価値向上に取り組んでいます。既に水門、プロセス機器、フィルタプレス等では遠隔監視・診断などのサービス事業を展開し、ごみ焼却発電事業ではごみピットの状態監視、燃焼制御等の効率化などサービスの付加価値向上を行っています。今後、他の製品・サービスでもIoTやAIの活用を進め、利益率の向上に取り組めます。また、全機種のIoT化に向けて、製品データの蓄積・分析のための全社共通基盤を構築してまいります。

2. 事業の選択・集中の推進とリソースの伸長分野へのシフト

事業の選択と集中を推進しており、2020年度はHitachi Zosen Inova社によるサービス事業拡大を目的としたフランスのごみ焼却発電設備のサービス・メンテナンス会社の買収、柏工場の売却による築港工場への人・設備の集約、ライニング用ゴム事業の撤退、不採算であった海外子会社の整理などを行いました。

日本政府の2050年カーボンニュートラル社会実現に伴うグリーン成長戦略においても重要分野と位置づけられる「洋上風力産業」、「水素産業」を伸長分野として、経営資源を投入し、開発、事業化を一層加速していきます。なお、2021年4月1日付で水電解装置（水素発生装置）・メタネーションなどのPtG（Power to Gas）の事業化を加速するためPtG事業推進室を新設しました。

また、2021年5月20日に、シールド掘進機事業の発展・競争力強化のため、当社と川崎重工業株式会社との共同新設分割により、両社のシールド掘進機関連事業（製造を除く。）を統合した合併会社を設立することを決定しました。合併会社は、2021年10月設立を予定しております。両社の保有するリソースを相互に補完・強化し、シナジーを発揮することで国内外での事業拡大を図るとともに、同事業を通じて社会インフラ整備に貢献できる企業を目指します。

3. 業務効率化・生産性向上による働き方改革の実現

テレワークの推進、工場・現地工事現場におけるリモートスーパーバイザーやリモート検査等、ICTの活用により、多様な働き方、業務遂行様式の変革を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、これらの取組みが加速しました。

今後、より一層のスピード感をもって、多様な働き方に対応するための制度・環境整備を進めるとともに、基幹系システムの業務革新、工場・現場におけるICT活用の拡大などのスマート工場化を推進し、生産性の高い働き方を目指していきます。また、デジタル人材の育成やベテラン層の活性化、技術・技能伝承など人材の育成をあわせて行います。

当社グループでは、以上の重点施策を実行することで、収益力強化を推進し確実に成果をあげていく所存です。

また、変化の激しい経営環境、事業活動のグローバル化、事業規模拡大に伴う経営リスクの拡大と多様化に対応するため、リスク管理を強化し、安全管理の徹底に努め災害ゼロを目指すとともに、コンプライアンスの徹底、ガバナンス体制の強化、ダイバーシティ・マネジメントの推進にも引き続き取り組んでまいります。

当社グループは、株主の皆様をはじめとする多くの方々に支えられ、2021年4月1日に創業140周年を迎えました。英国人E.H.ハンターは、1881年、明治の激動期の日本で、国籍・言語の違いを乗り越え「挑戦の精神」で当社グループの前身となる大阪鉄工所を創立しました。

当社グループは、「挑戦の精神」を受け継ぎ、クリーンなエネルギー・水の提供、環境保全、災害に強く豊かな街づくりを通じて、全てのステークホルダーに対する「サステナブルで、安全・安心な社会の実現に貢献するソリューションパートナー」として持続的成長を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営方針をご理解いただき、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等（2021年3月31日現在）

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 アイメックス	1,484 <small>百万円</small>	100.0%	ボイラ・圧力容器・ディーゼルエンジン・産業機械・鉄鋼構造物の設計・製造・販売
株式会社 ニチゾウテック	1,242 <small>百万円</small>	100.0%	鋼・コンクリート等構造物、各種プラント機器装置、配管設備等の総合診断・保守・点検・修理、化学プラント・産業用機械・原子力関連設備等の設計・製作・現地工事
株式会社 エイチアンドエフ	1,055 <small>百万円</small>	100.0%	各種プレス・化学機械・運搬機械・電子応用制御機械・機器の製造・販売
株式会社 オーナミ	525 <small>百万円</small>	100.0%	倉庫・港湾荷役業、陸運業、海運業、建設業
エスエヌ環境テクノロジー 株式会社	200 <small>百万円</small>	100.0%	ごみ焼却発電・リサイクル施設の設計、建設、運営、保守管理、各種プラントの保守管理
Hitz環境サービス 株式会社	100 <small>百万円</small>	100.0%	ごみ焼却発電・リサイクル施設の運転維持管理業務
Hitachi Zosen Inova社	40 <small>百万 スイス フラン</small>	100.0%	ごみ焼却発電・バイオガス施設の設計・製作・販売・保守・運営
Osmoflo Holdings社	53 <small>百万 オースト リア ドル</small>	100.0%	海水淡水化、産業用水処理システムの設計・製造・販売・運営
NAC International社	43 <small>百万 USドル</small>	—	使用済原子燃料保管・輸送機器の設計・輸送・コンサルティング

- (注) 1. 上記の重要な子会社9社を含めた連結子会社は115社、持分法適用会社は19社となっております。
 2. NAC International社は、当社100%出資の米国現地持株会社であるHitz Holdings U.S.A.社の完全子会社であります。
 3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③重要な技術提携の状況

提携先	国名	提携内容
MAN Energy Solutions社	ドイツ	MAN B&W型ディーゼル機関

(7) 主要な営業所、工場等 (2021年3月31日現在)

①当 社

本 社	大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
東京本社	東京都品川区南大井6丁目26番3号
支 社	北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、中部支社(名古屋市)、 中国支社(広島市)、九州支社(福岡市)
工 場 等	技術研究所(大阪市)、茨城工場(常陸大宮市)、柏工場(柏市)、 舞鶴工場(舞鶴市)、築港工場(大阪市)、堺工場(堺市)、 向島工場(尾道市)、因島工場(尾道市)、有明工場(熊本県玉名郡)、 若狭事業所(福井県大飯郡)
海外事務所	台北支店(台湾)、シンガポール支店(シンガポール)、 アブダビ支店(アラブ首長国連邦)

(注) 柏工場の産業装置事業を築港工場に移管し、柏工場は2021年3月31日付で閉鎖しました。

②子会社

<国 内>

株式会社アイメックス	広島県尾道市因島土生町2293番地の1
株式会社ニチゾウテック	大阪市大正区鶴町2丁目15番26号
株式会社エイチアンドエフ	福井県あわら市自由ヶ丘1丁目8番28号
株式会社オーナミ	大阪市西区江戸堀2丁目6番33号
エスエヌ環境テクノロジー株式会社	大阪市此花区西九条5丁目3番28号
Hitz環境サービス株式会社	川崎市川崎区南町1番1

<海 外>

Hitachi Zosen Inova社	スイス
Osmoflo Holdings社	オーストラリア
NAC International社	米国
Hitachi Zosen U.S.A.社	米国
Hitachi Zosen India社	インド
Hitachi Zosen Myanmar社	ミャンマー
HITZ (THAILAND)社	タイ
HITZ INDONESIA社	インドネシア
HITACHI ZOSEN VIETNAM社	ベトナム
日立造船貿易(上海)社	中国

(8) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数
環 境 ・ プ ラ ン ト	6,718名
機 械	2,475名
イ ン フ ラ	701名
そ の 他	521名
全 社 （ 共 通 ）	674名
計	11,089名（前期末比 382名増）

（注）従業員数には、就業人員数を記載しております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
4,105名（前期末比 95名増）	42.6歳	16.1年

（注）従業員数には、就業人員数を記載しており、出向受入者160名を含んでおります。

(9) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	20,827百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,198百万円

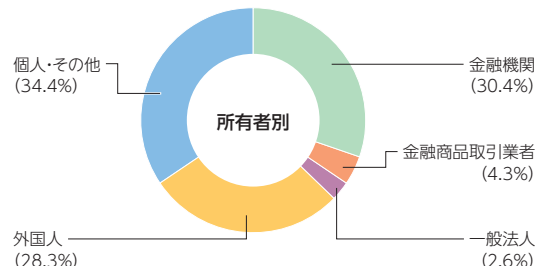
(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、当社および川崎重工業株式会社が共同新設分割により設立する合併会社に両社のシールド掘進機関連事業（シールド掘進機、TBM（トンネルボーリングマシン）および土木機械等、およびそれらの部品の設計、開発、修理ならびに販売に関する事業等。ただし、製造に関する事業を除く。）を承継させること（新設分割）を決議しました。本新設分割の効力発生、合併会社設立は2021年10月1日を予定しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 170,214,843株
 (うち自己株式 1,678,837株)
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 87,065名
 (前期末比 9,997名増)
 (5) 大株主 (上位10名)

株式分布 (所有者別持株比率)



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,136	9.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,344	5.0
株式会社三菱UFJ銀行	5,291	3.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	3,990	2.4
THE BANK OF NEW YORK 133972	3,534	2.1
日立造船職員持株会	2,708	1.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	2,420	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,364	1.4
損害保険ジャパン株式会社	2,358	1.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	2,154	1.3

(注) 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
谷 所 敬	代表取締役 取締役会長 兼 C E O		
三 野 禎 男	代表取締役 取締役社長 兼 C O O		
藤 井 秀 延	取締役副会長		
白 木 敏 之	常務取締役	環境事業本部長 兼 調達本 部担当	
鎌 屋 樹 二	常務取締役	機械事業本部長 兼 企画管 理本部SR99プロジェクト 対策室長 兼 社会インフラ 事業本部担当	株式会社伊東カントリークラブ取締役社長 株式会社エーエフシー取締役社長 日立造船ツーリスト株式会社取締役社長 Hitz Holdings U.S.A.社取締役社長
芝 山 直	常務取締役	営業、海外事業、業務管理 本部、企画管理本部、夢洲 エリア開発推進室担当	
山 本 和 久	常務取締役	事業企画・技術開発本部 長 兼 ICT推進本部、生産 技術部、建築監理室、品 質保証室担当	
伊 東 千 秋	取 締 役		株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役 株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役
高 松 和 子	取 締 役		関西電力株式会社社外取締役（指名委員会委員）
リチャード R. ルーリー	取 締 役		米国弁護士（ニューヨーク州、ニュージャージー州） サンケン電気株式会社社外取締役 Allegro MicroSystems社社外取締役
森 方 正 之	常勤監査役		
安 保 公 資	常勤監査役		
土 井 義 宏	監 査 役		関西電力送配電株式会社取締役社長
安 原 裕 文	監 査 役		参天製薬株式会社社外監査役 住友ゴム工業株式会社社外監査役

(注) 1. 地位および担当ならびに重要な兼職の状況は2021年3月31日現在のものです。
 なお、当事業年度中における変更は次のとおりであります。

(1) 地位および担当の変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
谷 所 敬	代表取締役 取締役会長 兼 CEO	代表取締役 取締役会長 兼 取締役社長	2020年4月1日
三 野 禎 男	代表取締役 取締役社長 兼 COO	代表取締役 取締役副社長 社長補佐（営業、調達本 部、夢洲エリア開発推進 室管掌）	2020年4月1日
白 木 敏 之	常務取締役 環境事業本部長 兼 調達本部 担当	常務取締役 環境事業本部長	2020年4月1日
鎌 屋 樹 二	常務取締役 企画管理本部長 兼 業務管理 本部長 兼 企画管理本部SR99 プロジェクト対策室長	常務取締役 企画管理本部長 兼 業務管 理本部長 兼 企画管理本部 SR99プロジェクト対策室 長 兼 生産技術部担当	2020年4月1日
	常務取締役 機械事業本部長 兼 企画管理本 部SR99プロジェクト対策室長 兼 社会インフラ事業本部担当	常務取締役 企画管理本部長 兼 業務管 理本部長 兼 企画管理本部 SR99プロジェクト対策室長	2020年7月1日
芝 山 直	常務取締役 機械事業本部長 兼 営業、海外 事業、社会インフラ事業本部、 夢洲エリア開発推進室担当	常務取締役 機械事業本部長 兼 社会イ ンフラ事業本部担当	2020年4月1日
	常務取締役 営業、海外事業、業務管理本 部、企画管理本部、夢洲エリ ア開発推進室担当	常務取締役 機械事業本部長 兼 営業、 海外事業、社会インフラ 事業本部、夢洲エリア開 発推進室担当	2020年7月1日
山 本 和 久	常務取締役 事業企画・技術開発本部長 兼 ICT推進本部、生産技術部、 建築監理室、品質保証室担当	常務取締役 事業企画・技術開発本本 部長 兼 ICT推進本部、建築 監理室、品質保証室担当	2020年4月1日

(2) 重要な兼職の状況の変更

- ・取締役 鎌屋樹二氏は、2021年3月31日をもって株式会社エーエフシー、日立造船ツーリスト株式会社およびHitz Holdings U.S.A.社の取締役社長を退任しました。
 - ・取締役 高松和子氏は、2020年6月17日付で公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事を退任し、また、2020年6月25日付で関西電力株式会社の社外取締役（指名委員会委員）に就任しました。
 - ・監査役 土井義宏氏は、2020年4月1日付で関西電力送配電株式会社の取締役社長に就任しました。
2. 取締役 伊東千秋氏、同 高松和子氏および同 リチャード R. ルーリー氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役 土井義宏氏および同 安原裕文氏は、社外監査役であります。
 4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
 5. 常勤監査役 森方正之氏および監査役 安原裕文氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役 森方正之氏は、当社経理部長の経験をはじめとして、長年にわたり経理・財務業務に従事した経験があります。
 - ・監査役 安原裕文氏は、パナソニック株式会社において、同社国内外関係会社におけるCFOの経験を含め、長年にわたり経理・財務業務に従事した経験があります。
 6. 2020年6月23日開催の第123回定時株主総会で、安原裕文氏が新たに監査役に選任され就任しました。
 7. 2020年6月23日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって、監査役 高島健一氏が辞任により退任しました。
 8. 2021年4月1日付で地位および担当ならびに重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

(1) 地位および担当の変更

氏名	地位	担当
白木敏之	常務取締役	環境事業本部、調達本部担当
鎌屋樹二	常務取締役	機械・インフラ事業本部長
山本和久	常務取締役	開発本部長 兼 ICT推進本部、生産技術部、建築監理室、品質保証室担当

(2) 重要な兼職の状況の変更

- ・取締役 鎌屋樹二氏は、2021年4月1日付で株式会社伊東カントリークラブの取締役社長を退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2012年6月22日開催の第115回定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額は年額550百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含まない。）、監査役の金銭報酬の額は年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

② 取締役および監査役の報酬等の内容の決定方針に関する事項

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針の概要は次のとおりです。なお、当該方針は、当社が任意に設置する指名・報酬諮問委員会（取締役会議長、社外取締役3名および社外監査役2名の計6名で構成し、委員長を取締役会議長とする。）に諮問のうえ、取締役会において決定しております。なお、同委員会では、取締役の報酬が健全なインセンティブとして機能するよう、当該決定方針、報酬水準を定期的に検証します。

(報酬体系)

- ・ 取締役の報酬は、「定額報酬」と業績向上に対する貢献意欲を一層高めるための「業績連動型賞与」で構成し、株主総会決議による総額の範囲内で各取締役の報酬を決定します。ただし、社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から定額報酬のみとします。
- ・ 定額報酬は、役位別に設定した年間固定報酬とし、1か月当たり相当額を毎月支給します。その額は、他社水準、当社業績等を総合的に勘案し、決定します。
- ・ 業績連動型賞与の算定に係る指標は、単年度の業績指標として、企業経営の結果、最終的な利益となる親会社株主に帰属する当期純利益とします。年間の定額報酬の1か月当たり相当額に、当該利益水準に応じて設定した支給月数（0～4か月）を乗じて得た額を基準額として、その50%～150%の範囲で、各取締役の担当部門の業績、業務執行状況等を考慮して決定し、毎年一定の時期に支給します。なお、取締役の業績連動型賞与の総額は、各取締役の基準額の合計を超えないものとします。
- ・ 取締役の個人別の報酬の構成割合は、業績連動型賞与の額に応じて変動し、定額報酬：業績連動型賞与の割合は「100%：0%（業績連動型賞与がない場合）」～「67%：33%（基準となる支給月数および個人別査定が最大となる場合）」の範囲になります。

(報酬額決定の手続および委任に関する事項)

- ・ 取締役の個人別の報酬のうち、定額報酬については取締役会において決定します。業績連動型賞与については、取締役会でその総額を決定したうえで、取締役会の委任を受け

た取締役社長が、取締役会で定めた決定方法に従い各取締役の業績連動型賞与の額（評価配分）を決定します。なお、取締役会の決定は、いずれも、任意の指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえるものとします。

ロ. 監査役の個人別の報酬等の内容の決定方針

監査役の報酬は、独立性確保の観点から定額報酬のみとし、株主総会決議による総額の範囲内で、各監査役の職務内容に応じて監査役の協議により決定することとしています。なお、当該方針は監査役会で決定しております。

③取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (定額報酬)	業績連動報酬等 (業績連動型賞与)	
取締役 (うち社外取締役)	336 (32)	312 (32)	23 (—)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	79 (18)	79 (18)	— (—)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	415 (50)	392 (50)	23 (—)	15 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まれておりません。なお、上記中、使用人兼務取締役の該当者はありません。
2. 2021年3月31日現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であり、上記対象人数との相違は、2020年6月23日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれていることによるものです。
3. 業績連動型賞与の算定に係る指標は、単年度の業績指標として、企業経営の結果、最終的な利益となる親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は42億円であります。業績連動型賞与の総額は、親会社株主に帰属する当期純利益の利益水準に応じて算定されております。各取締役の業績連動型賞与の額の算定方法は、40頁(3)②「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」の報酬体系の3点目に記載のとおりです。
4. 取締役会は、業績連動型賞与の総額を決定したうえで、取締役社長兼COO 三野禎男氏に対し、各取締役（社外取締役を除く）の業績連動型賞与の額（評価配分）の決定を委任しております。これは、各取締役の担当部門の業績、業務執行状況等について評価を行うのに適していると判断したためであります。なお、当該権限が適切に行使されるため、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ取締役会で定めた決定方法に従い、各取締役の業績連動型賞与の基準額の50%～150%の範囲内で決定することとしております。
5. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬が、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に記載の決定手続に従い決定されることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況等

区分	氏名	兼職の状況
社外取締役	伊東千秋	株式会社ゼンショーホールディングス 社外取締役 株式会社オービックビジネスコンサルタント 社外取締役
	高松和子	関西電力株式会社 社外取締役（指名委員会委員）
	リチャード R. ルーリー	サンケン電気株式会社 社外取締役 Allegro MicroSystems社 社外取締役
社外監査役	土井義宏	関西電力送配電株式会社 取締役社長
	安原裕文	参天製薬株式会社 社外監査役 住友ゴム工業株式会社 社外監査役

(注) 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は次のとおりです。その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- ・当社は、社外取締役 高松和子氏の兼職先であります関西電力株式会社との間に営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。
- ・当社は、社外監査役 土井義宏氏の兼職先であります関西電力送配電株式会社との間に営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は同社売上高の0.1%未満であり、同社に対する売上はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	伊 東 千 秋	15回/15回	—	主に企業経営に関する経験および知見をもとに、当社グループの企業価値向上、意思決定および業務執行の妥当性・適正性確保のための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、経営陣の監督を行っております。
	高 松 和 子	15回/15回	—	主に企業経営に関する経験および知見をもとに、当社グループの企業価値向上、意思決定および業務執行の妥当性・適正性確保のための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、経営陣の監督を行っております。
	リチャード R. ルーリー	15回/15回	—	主に国際的な企業法務・経営に関する経験および知見をもとに、当社グループの企業価値向上、意思決定および業務執行の妥当性・適正性確保のための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、経営陣の監督を行っております。
社外監査役	土 井 義 宏	15回/15回	9回/9回	主に企業経営に関する経験および知見をもとに、意思決定および業務執行の適法性・適正性確保のための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、経営陣の監督を行っております。
	安 原 裕 文	11回/11回	5回/5回	主に企業経営、財務・経理に関する経験および知見をもとに、意思決定および業務執行の適法性・適正性確保のための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、経営陣の監督を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 監査役 安原裕文氏については、2020年6月23日監査役就任後に開催された取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当社が支払うべき報酬等の額	89百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当社が支払うべき報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部門からの報告や前事業年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬見積りの算出根拠の相当性を検討し、協議した結果、会計監査人の報酬等の額に関して同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Hitachi Zosen Inova社、Osmoflo Holdings社およびNAC International社の監査については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）が行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に定める業務以外の業務（非監査業務）である海外所得証明に関する合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、かつ、改善の見込みがないと認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況、継続監査年数等を勘案したうえで、適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(訂正版)

第 124 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第 124 期 (2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

■ 事業報告

- ・ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

■ 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■ 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

上記の事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

日立造船株式会社

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する当社取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 全役職員が遵守すべき倫理行動憲章を策定・周知するとともに、経営トップが絶えずその精神を明確に示すことにより、法令・企業倫理の遵守は企業存立の基盤であり、すべての企業活動における前提であることを徹底する。

ロ. 当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を当社取締役会に報告する。

ハ. 内部通報制度の設置により、法令違反行為等を予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する役職員の声を経営に反映させる。

ニ. 当社全役職員から法令・企業倫理遵守に係る誓約書を提出させるとともに、法令等違反行為者およびこれを知りつつ隠匿した者に対する処分規定を整備する。

ホ. 財務情報その他当社および当社グループの業務に関する重要事実については、その管理に係る規程を整備し、適時・適切な開示を実施する。

ヘ. 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するため、専任部署を設置するとともに、当社各部門の協力体制により、整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

ト. 当社内部監査担当部門は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告する。

チ. 倫理行動憲章はグループ会社にも周知し、グループ各社は、当社支援のもと、各社の実情に応じた法令・企業倫理遵守体制の整備に努める。また、内部通報制度は、グループ会社役職員も利用対象に含める。

リ. 当社内部監査担当部門が実施する内部監査は、グループ会社も対象とし、監査の要領については、当社の内部監査に係る規程を準用する。

ヌ. 反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、総務部門が、警察等外部の専門機関とも連携し、その体制を構築・整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役会その他の経営会議体の議事については、法令および社内規程に基づき、各会議体の事務局が議事録を作成し、適正に保存、管理する。

ロ. 取締役の意思決定、職務執行に係る情報の記録は、当社の定める文書または電磁的記録の管理に関する諸規程に基づき、適正に保存、管理する。

ハ. 会社秘密、未公表の重要事実、個人情報については、その保存および管理に係る規程を整備し、相当の注意をもってこれを管理する。

③ 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 事業運営上生じうるリスクについて継続的に評価・監視するとともに、財政状態、経営成績に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクについて当社取締役会に報告する。
- ロ. 個別製品収益に係るリスクの未然防止、排除のため、リスク検討会におけるリスクの抽出・評価およびその回避策の検討等により、適切なリスク管理を実施する。
- ハ. 重大リスクが顕在化した際に、迅速かつ適切に対応するため、情報伝達手段、対処方法、管理体制等に係る規程を整備する等、事前の体制整備を行う。
- ニ. 当社内部監査担当部門は、当社各部門およびグループ各社におけるリスク管理状況の把握に努めるとともに、その実効性と妥当性を監査し、当社取締役会に報告する。

④ 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、原則として毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および業務執行の監督を行う。また、取締役会の適正かつ効率的な運用のため、決定事項およびその付議・報告基準に係る規程を整備する。
- ロ. 当社業務担当取締役その他の経営幹部からなる経営戦略会議を設置し、基本戦略・重要事項等について十分な審議を尽くし、的確な経営判断ができる体制を整備する。
- ハ. 当社取締役会は、グループ中期経営計画および各年次計画を決定するものとし、これに基づき、当社各取締役は、具体的な施策および効率的な業務執行体制を整備し、その執行状況を当社取締役会に報告する。
- ニ. 当社取締役社長を委員長とする経営計画フォロー委員会を設置し、諸施策の進捗状況の把握・検証、問題点の早期発見・予防に努め、もって事業運営が効率的に行われることを確保する。
- ホ. 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌、意思決定権限に係る規程を整備し、職務と権限の明確化を図るとともに、情報通信システムの運用および情報資産の保護に係る規程を整備し、これを有効活用する。
- ヘ. 当社内部監査担当部門は、当社各部門およびグループ各社における事業運営が、法令、定款その他の社内諸規程に則って、効率的に実施されているかを監査し、取締役会に報告する。

⑤ 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 内部統制システムの整備に関する協議、グループ経営方針その他の情報の共有化を図るため、当社取締役およびグループ各社の取締役社長による連絡会議を定期的で開催し、グループ会社は、重要な事象が発生した場合には、連絡会議で報告を行う。

⑥ その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、当社からグループ各社に対し取締役、監査役を派遣することにより、業務の適正を監督・監視し、グループ経営のもとでのガバナンス機能、監督機能の強化を図る。
- ロ. 当社に、グループ会社を管理・指導する主管部門を設け、グループ会社の管理・運営基

準に則った効率的なグループ経営を推進するとともに、グループ各社における内部統制システムの整備のための支援を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社監査役の職務を補助すべき組織として、監査役事務局を設置する。

ロ. 監査役事務局スタッフは、他の部門に属する職員がこれを兼務することを妨げない。ただし、監査役が、専属スタッフの配置を求めた場合には、合理的な理由のない限りこれを拒むことはできない。

ハ. 監査役事務局スタッフが監査役の指示に基づく業務を行うに際しては、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。

ニ. 監査役事務局スタッフの人事に係る事項について、取締役は、監査役と協議のうえ決定する。

⑧ 当社および当社グループ会社の役員および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社取締役は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役会に報告を行うものとする。

ロ. 当社監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、当社の重要な会議に出席し、取締役または職員に対し説明を求めることができる。また、事情により出席しないときは、会議の内容についての説明を受け、議事録、関係資料等を閲覧することができる。

ハ. 当社監査役は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて当社および当社グループの役職員に対し説明を求めることができる。

ニ. 当社代表取締役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、当社および当社グループに影響を及ぼす重要事項について当社監査役に報告し、意見を交換するものとする。

ホ. 当社監査役への報告を行った当社または当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社取締役は、当社監査役が、会計監査人、内部監査担当部門およびグループ会社監査役との連係を通じて、実効的な監査を行うことができるよう協力する。

ロ. 当社取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識・理解し、監査運営および監査基準に係る諸規程を職員に周知するほか、監査役の監査が実効的に行われる環境の整備に協力する。

ハ. 当社内部監査担当部門は、内部監査計画、内部監査報告書その他内部監査の実施によって得た必要な情報を監査役に提供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

当社グループの事業活動の基本となる「Hitz Value」の中で、企業理念のもと当社経営を進めていくにあたっての基本姿勢の一つとして「コンプライアンスの徹底」を掲げ、当社事業活動を支えるステークホルダーの期待に応え、理解を得るためには、「コンプライアンスの徹底」が不可欠であることを明確に示しています。また、取締役社長自ら年頭挨拶や研修会等、様々な機会をとらまえて、企業経営において何よりも優先するものはコンプライアンスであることを明確に発信しています。

毎年4月、前年度のコンプライアンスの状況を踏まえた「社長メッセージ」を掲載した携帯用の「Hitzグループ倫理行動憲章」（日本語、英語、中国語版）を配布し、職員が業務を遂行するうえでの規範として活用しています。

また、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、前年度のコンプライアンスの状況を踏まえ、当年度の基本方針および具体的施策を決定し、グループ全体でコンプライアンス活動を推進しています。具体的には、E-ラーニングの実施、各種研修会および講演会の開催、社内報による情報発信などによるコンプライアンスの徹底、内部通報制度による不適切行為の早期発見、早期対応を行っています。さらに、国内外のグループ会社および海外拠点との間で定期報告制度を設け、半期ごとに各社・各拠点のコンプライアンスの状況、問題点を報告させコンプライアンスの遵守状況を確認し、その状況に応じ必要なフォローを行うことで、グループ全体でコンプライアンスの徹底を図っています。

② リスク管理について

当社は、コンプライアンス、環境、安全、災害、情報セキュリティその他事業運営上生じる各種リスクについて、各担当部門においてリスクを継続的に管理する体制を構築し、リスクの未然防止に努めています。

受注活動においては、各担当部門においてプロジェクトの見積段階から事業リスクを検討し、技術、見積、納期、契約リスクを顕在化させ、リスク対策を講じたうえで受注の可否を判断することにより、リスクの排除を図っていることに加えて、企画管理本部内に主要子会社を含むプロジェクトリスクを管理する部門を設置し、グループ全体でのリスク管理を徹底しています。また、受注後も、プロジェクトの進捗状況を適宜フォローし、リスクの早期発見・早期対応を行うことで、品質、工程等の確保を行っています。

海外案件について、カントリーリスクへの対応を強化し、特に海外派遣職員に対する安全、医療面の体制整備のため、緊急時ガイドラインの作成、海外安全・医療サービス契約の締結

など環境整備を図っています。

新型コロナウイルス感染症拡大については、引き続き状況を注視し、プロジェクト遂行への影響を随時把握し、適切に対応できるよう努めています。

③ 取締役の職務の執行について

2020年度は取締役会を15回開催しました。法令、定款および取締役会規程に定められた経営上の重要事項（経営上の基本方針、予算策定、中期経営計画に基づく事業再編計画、構造改革計画、グループ会社支援等）を審議・決定するとともに、取締役の職務執行について監督を行っています。また、取締役会でのさらなる審議の充実、効率化を図るため、各取締役に対し、取締役会全体の実効性を評価・分析するためのアンケートを行い、その結果明らかになった課題を、取締役会の運営改善に活かす取組みを行っています。

④ グループ会社管理について

グループ経営方針・グループの内部統制システム等の情報共有を図るため、定期的に連絡会議を開催し、また必要の都度、当社グループ各社の経営状況、財務状況等の重要な事項について監督・指導を行っています。特に、グループ会社の重要な事業活動に関しては当社の経営戦略会議、また、重大なリスク等を伴うものについては取締役会においても審議、決定することにより、グループ全体として、事業活動の効率化、シナジーの最大化を追求するとともに、事業の適正性の確保、リスク回避を図っています。また、Hitachi Zosen Inova社グループを中心とした海外子会社のガバナンス強化などに継続して取り組みました。

⑤ 内部監査について

監査室（内部監査グループ）では、内部監査規程に基づき、企業集団の業務の適正を確保するため、業種・規模・重要性等を踏まえたうえ、国内外の当社グループ各社の経営活動全般について、会計、業務管理・手続、事業リスク、コンプライアンス等に関する内部監査を継続して実施し、客観的な観点から評価、助言、是正指導等を行っています。特に、新たに当社グループに加わった会社および新しく設置された組織に対しては、最優先で内部監査を実施しています。また、監査結果および是正の状況について適宜取締役、監査役および被監査部門の責任者に報告を行うとともに、定期的に経営戦略会議および取締役会に監査状況の報告を行っています。また、海外グループ会社、海外支店への監査体制の強化を行っています。

⑥ 監査役の監査について

監査役は、当社各事業拠点および各部門に対する業務および財産の状況の監査ならびに主要な国内外の子会社に対する同様の調査を行っています。また、取締役会のほか、経営戦略会議をはじめとする社内の重要会議等への出席、代表取締役との会合等を通じ、重要事項について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなど取締役等の業務執行を監査しました。さらに、社外取締役との間で適宜情報交換を行うなど緊密な連携をとっています。2020年度は監査役会を9回開催し、監査に関する情報交換、各監査役の監査意見の集約・決議を行いま

した。

また、監査役は、会計監査人と監査計画、監査結果等について定期的に情報交換を行うとともに、会計監査人の適切な監査の実施について監視・検証を行い、また、監査室からは、内部監査に係る監査計画、監査報告、監査によって得られた必要な情報等の提供を受け、定期的に情報交換を実施するなど緊密な連携を保ち、監査の実効性と効率性の確保を図っています。

第124期 附属明細書（事業報告関係）

（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

日 立 造 船 株 式 会 社

会社役員以外の会社の業務執行者との兼職状況の明細（重要でないものを除く）

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	摘 要
取締役	鎌屋 樹 二	(株)伊東カントリークラブ (株)エーエフシー 日立造船ツーリスト(株) Hitz Holdings U.S.A. Inc.	取締役社長 取締役社長 取締役社長 取締役社長	代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役
監査役	土 井 義 宏	関西電力送配電(株)	取締役社長	代表取締役

- (注) 1. 取締役 鎌屋樹二氏は、2021年3月31日をもって(株)エーエフシー、日立造船ツーリスト(株)および Hitz Holdings U.S.A. Inc. の取締役社長を退任し、2021年4月1日付で(株)伊東カントリークラブの取締役社長を退任しました。
2. 取締役 高松和子氏は、2020年6月17日付で公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事を退任している。
3. 監査役 土井義宏氏は、2020年4月1日付で関西電力送配電株式会社の取締役社長に就任している。

第 1 2 4 期 計 算 書 類

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

日 立 造 船 株 式 会 社

貸借対照表

(2021年3月31日 現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	320,918	負 債 の 部	229,044
流 動 資 産	173,100	流 動 負 債	146,264
現金および預金	21,685	支払手形	4,772
受取手形	6,841	電子記録債務	19,642
売掛金	91,083	買掛金	20,458
仕掛品	9,619	短期借入金	11,210
原材料および貯蔵品	2,591	1年内返済予定の社債	5,000
前渡金	7,831	リース債務	170
前払費用	890	未払金	3,784
未収入金	6,834	未払費用	31,642
立替金	6,416	未払法人税等	408
短期貸付金	22,677	前受金	14,934
その他の	1,227	預り金	29,608
貸倒引当金	△ 4,600	保証工事引当金	2,431
		工事損失引当金	1,046
		その他の	1,152
固 定 資 産	147,753	固 定 負 債	82,779
有形固定資産	(72,020)	社債	20,000
建物	19,398	長期借入金	47,399
構築物	4,264	リース債務	329
機械および装置	8,039	退職給付引当金	11,997
車両運搬具	80	資産除去債務	2,775
工具、器具および備品	1,086	その他の	277
土地	37,395		
リース資産	544	純 資 産 の 部	91,873
建設仮勘定	1,211	株 主 資 本	92,313
無形固定資産	(5,049)	資本金	45,442
特許権	1	資本剰余金	11,080
ソフトウェア	4,158	資本準備金	5,946
施設利用権	95	その他資本剰余金	5,133
その他の	793	利益剰余金	36,813
投資その他の資産	(70,683)	利益準備金	1,967
投資有価証券	3,513	その他利益剰余金	34,845
関係会社株式	46,363	繰越利益剰余金	34,845
関係会社出資金	5,092	自己株式	△ 1,022
長期貸付金	4,957	評価・換算差額等	△ 439
長期前払費用	310	その他有価証券評価差額金	△ 50
繰延税金資産	8,331	繰延ヘッジ損益	△ 49
その他の	3,756	土地再評価差額金	△ 340
貸倒引当金	△ 1,641		
繰 延 資 産	64		
社債発行費	64		
資 産 合 計	320,918	負 債 ・ 純 資 産 合 計	320,918

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	金 額
高 上 売	223,872
原 価 上 売	190,786
総 利 益 上 売	33,086
販売費および一般管理費	24,232
営 業 利 益	8,853
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	254
受 取 配 当 金	2,016
そ の 他	3,491
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	662
そ の 他	4,386
経 常 利 益	9,567
特 別 損 失	
減 損 損 失	4,497
税 引 前 当 期 純 利 益	5,070
法人税、住民税および事業税	308
法 人 税 等 調 整 額	829
当 期 純 利 益	3,932

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	45,442	5,946	5,133	11,080	1,765	33,138	34,903	△1,020	90,406
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△2,022	△2,022		△2,022
剰余金配当に伴う積立					202	△202	—		—
当 期 純 利 益						3,932	3,932		3,932
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0				0	0
自 己 株 式 の 取 得								△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△0	△0	202	1,707	1,909	△2	1,907
当 期 末 残 高	45,442	5,946	5,133	11,080	1,967	34,845	36,813	△1,022	92,313

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△74	△6	△340	△422	89,984
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,022
剰余金配当に伴う積立					—
当 期 純 利 益					3,932
自 己 株 式 の 処 分					0
自 己 株 式 の 取 得					△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	△43	—	△17	△17
当 期 変 動 額 合 計	24	△43	—	△17	1,889
当 期 末 残 高	△50	△49	△340	△439	91,873

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - 子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法
 - デリバティブ……………時価法
3. 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - 原材料および貯蔵品……………個別法または移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
 - 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
4. 有形固定資産の減価償却の方法（リース資産を除く）
 - 定率法を採用しております。
 - ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
5. 無形固定資産の減価償却の方法
 - 定額法を採用しております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
6. リース資産の減価償却の方法
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7. 繰延資産の処理の方法
 - 社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
8. 貸倒引当金の計上基準
 - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
9. 保証工事引当金の計上基準
 - 受注工事引渡後に発生する保証工事費にあてるため、過去2年間の実績を基礎に保証工事費見込額を計上しております。
10. 工事損失引当金の計上基準
 - 受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。
11. 退職給付引当金の計上基準
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

退職給付に係る未認識過去勤務費用ならびに未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこの会計処理の方法と異なっております。

12. 収益および費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事……………工事完成基準

13. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

14. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

（工事進行基準による収益認識）

工事進行基準を適用した売上高は100,402百万円であります。

（有明工場の固定資産の減損）

有明工場で営む機械事業について、継続して営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行っております。検討の結果、当該事業について、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額12,077百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

（繰延税金資産の回収可能性）

当事業年度の繰延税金資産の金額は8,331百万円であります。

なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

短期貸付金	1百万円
投資有価証券	7百万円
関係会社株式	1,062百万円
長期貸付金	13百万円
計	1,085百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

111,571百万円

3. 保証債務

他の会社の工事履行債務等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Hitachi Zosen Inova AG	47,168百万円
HZI Jönköping Biogas AB	2,341百万円
(株)ナチュラルエナジージャパン	1,966百万円
御殿場小山環境テクノロジー(株)	1,545百万円
その他	7,332百万円
計	60,354百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	37,338百万円
長期金銭債権	5,211百万円
短期金銭債務	36,331百万円
長期金銭債務	39百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。
- ・再評価を行った年月日……2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△69百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	15,252百万円
仕入高	19,961百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,247百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	1,678,837株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損損金不算入額、退職給付引当金損金不算入額および減損損失損金不算入額等であり、回収可能性の認められないものには評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ニチゾウテック	所有直接100%	資金の貸借	資金の借入 (注1)	795 (注2)	預り金	4,672
子会社	(株)エーエフシー	所有直接100%	資金の貸借	資金の借入 (注1)	△100 (注2)	預り金	5,660
子会社	(株)エイチアンドエフ	所有直接100%	資金の貸借	資金の借入 (注1)	△687 (注2)	預り金	9,079
子会社	Hitachi Zosen Inova AG	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	△5,201 (注2)	短期貸付金	15,855
子会社	Hitachi Zosen Inova AG	所有直接100%	債務保証	債務保証 (注3)	47,168	—	—
関連会社	内海造船(株)	所有直接39%	業務の受託	材料の受託購買 (注4)	3,802	立替金	1,234

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 貸付および借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 資金の貸借に係る取引金額は、純増減額を記載しております。

(注3) Hitachi Zosen Inova AGの工事履行債務等に対する保証を行ったものであり、年率0.1%の保証料を受領しております。

(注4) 材料の受託購買については、一般の取引条件と同様に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	545円13銭
1株当たり当期純利益	23円33銭

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

当社は、主として事業別及び工場別にグルーピングを行っております。また、売却予定等の資

産については、個別にグルーピングを行っております。

茨城工場を含めた電力卸売事業では、経営環境が著しく悪化したことにより、固定資産に減損の兆候があると判断いたしました。将来の回収可能性を検討した結果、当該事業にグルーピングされた固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（4,497百万円）として特別損失に計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
茨城工場 (茨城県 常陸大宮市 他)	電力卸売事業	建物	347
		構築物	486
		機械装置	2,573
		土地	1,089
		計	4,497

なお、茨城工場の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.9%で割り引いて算定しております。

第124期
附属明細書
(計算書類関係)

2021年3月31日

日立造船株式会社

目次

	ページ
1. 有形固定資産および無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	2
3. 販売費および一般管理費の明細	2

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位 百万円)

区分	資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	期末減価償却累計額 または償却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	48,099	684	850 (347)	47,932	28,534	1,136	19,398
	構築物	17,930	148	522 (486)	17,555	13,291	452	4,264
	機械および装置	71,550	1,283	4,692 (2,573)	68,141	60,101	2,220	8,039
	車両運搬具	1,037	17	13	1,042	962	43	80
	工具、器具および備品	9,331	381	395	9,317	8,230	524	1,086
	土地	38,586	-	1,191 (1,089)	37,395	-	-	37,395
	リース資産	939	166	110	995	451	152	544
	建設仮勘定	442	3,337	2,568	1,211	-	-	1,211
	計	187,917	6,019	10,345 (4,497)	183,592	111,571	4,530	72,020
無形 固定 資産	特許権	2,975	-	-	2,975	2,973	1	1
	ソフトウェア	10,147	1,405	11	11,542	7,383	1,439	4,158
	施設利用権	423	-	12	410	314	2	95
	その他	1,217	1,013	1,424	806	12	0	793
	計	14,763	2,419	1,448	15,733	10,684	1,443	5,049

当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

茨城工場減損損失 4,497 百万円

「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位 百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7,368	706	1,832	6,242
保証工事引当金	2,572	1,806	1,947	2,431
工事損失引当金	782	957	694	1,046
退職給付引当金	11,483	1,135	621	11,997

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位 百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 費	6,008	
給 料 手 当	7,284	
賃 借 料	1,155	
旅 費 交 通 費	307	
減 価 償 却 費	1,807	
試 験 研 究 費	5,648	
そ の 他	2,020	
計	24,232	

第 1 2 4 期 連 結 計 算 書 類

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

日 立 造 船 株 式 会 社

連結貸借対照表

(2021年3月31日 現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	429,336	負 債 の 部	301,169
流 動 資 産	259,505	流 動 負 債	198,113
現金および預金	47,277	支払手形および買掛金	41,598
受取手形および売掛金	169,316	電子記録債務	21,787
商品および製品	1,622	短期借入金	14,572
仕掛品	16,738	1年内償還予定の社債	5,000
原材料および貯蔵品	5,594	リース債務	1,006
その他	22,264	未払費用	59,026
貸倒引当金	△ 3,307	未払法人税等	1,112
		前受金	24,914
		保証工事引当金	7,586
		工事損失引当金	3,688
		その他	17,819
		固 定 負 債	103,055
固 定 資 産	169,767	社債	20,000
有形固定資産	(113,330)	長期借入金	54,528
建物および構築物	34,536	リース債務	3,043
機械装置および運搬具	22,176	繰延税金負債	527
工具、器具および備品	3,153	退職給付に係る負債	20,685
土地	46,474	役員退職慰労引当金	251
リース資産	1,004	資産除去債務	3,074
使用権資産	2,658	その他	944
建設仮勘定	3,327	純 資 産 の 部	128,167
無形固定資産	(9,500)	株 主 資 本	120,246
のれん	1,626	資本金	45,442
その他	7,873	資本剰余金	8,530
投資その他の資産	(46,936)	利益剰余金	67,296
投資有価証券	15,832	自己株式	△ 1,022
長期貸付金	28	その他の包括利益累計額	6,084
退職給付に係る資産	4,703	その他有価証券評価差額金	1,294
繰延税金資産	17,091	繰延ヘッジ損益	△ 117
その他	10,444	土地再評価差額金	△ 7
貸倒引当金	△ 1,163	為替換算調整勘定	637
		退職給付に係る調整累計額	4,278
繰 延 資 産	62	非支配株主持分	1,836
社債発行費	62		
資 産 合 計	429,336	負 債 ・ 純 資 産 合 計	429,336

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		408,592
売 上 原 価		335,777
売 上 総 利 益		72,815
販売費および一般管理費		57,418
営 業 利 益		15,396
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	295	
受 取 配 当 金	103	
為 替 差 益	269	
そ の 他	946	1,615
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	738	
持分法による投資損失	622	
そ の 他	3,858	5,219
経 常 利 益		11,792
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,924	4,924
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,868
法人税、住民税および事業税		1,945
法 人 税 等 調 整 額		631
当 期 純 利 益		4,291
非支配株主に帰属する当期純利益		33
親会社株主に帰属する当期純利益		4,258

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	45,442	8,527	65,060	△1,020	118,009
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,022		△2,022
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			4,258		4,258
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3			3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	3	2,235	△2	2,236
当 期 末 残 高	45,442	8,530	67,296	△1,022	120,246

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	145	△6	△7	△110	△26	△6	1,496	119,500
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△2,022
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益								4,258
自 己 株 式 の 処 分								0
自 己 株 式 の 取 得								△2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,148	△111	—	748	4,304	6,090	340	6,430
当 期 変 動 額 合 計	1,148	△111	—	748	4,304	6,090	340	8,667
当 期 末 残 高	1,294	△117	△7	637	4,278	6,084	1,836	128,167

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	115社
主要な連結子会社の名称	(株)ニチゾウテック、(株)オーナミ、(株)エイチアンドエフ、 (株)アイメックス、Hitachi Zosen Inova AG、 NAC International Inc.、Osmoflo Holdings Pty Ltd、 Osmoflo Holdings Singapore Pte Ltd

当連結会計年度に株式を取得したEuropeenne de Services Techniques Pour L'incinerationおよびNegoce Casting Incineration Servicesについては、その重要性から、当連結会計年度に設立した宇城環境テクノロジー(株)、佐賀県東部環境テクノロジー(株)、NAC LPT LLCおよびHitachi Zosen Inova Italia S.r.l.につきましても、その重要性から、連結の範囲に含めております。

一方、前連結会計年度において連結子会社であった(株)ROSECCおよび(株)伊東カントリークラブについては当連結会計年度に全株式を譲渡したため、またCumberland Pte Limited、Watersource Pty LtdおよびOsmoflo Water Supply Pty Ltdについては当連結会計年度に清算終了したため、またHZI Biogas Operations ABについては2021年3月12日にHZI Jönköping Biogas ABと合併したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 HZF Services (Malaysia) Sdn. Bhd.

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社と しなかった当該他の会社等の名称

当該他の会社の名称 HZI-PJD Limited

当社は、当該他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、重要な財務および営業方針の決定について、共同支配企業の同意が必要であることから、子会社としておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法適用の関連会社の数	19社
主要な持分法適用の関連会社の名称	内海造船(株)、スチールプランテック(株)

当連結会計年度において、株式を取得したDeep isolation, Inc.、設立した(株)T&HエコみらいおよびWaste Treatment FZCOは、その重要性から、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

HZF Services (Malaysia) Sdn. Bhd.

(関連会社)

(株)資源循環サービス

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社のうち、Hitz Holdings U.S.A. Inc. 始め18社の決算日は12月31日であります。同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

原材料および貯蔵品……主として個別法または移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

リース期間または当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理の方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 保証工事引当金

受注工事引渡後に発生する保証工事費にあてるため、過去2年間の実績を基礎に保証工事費見込額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その

- 損失見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。
- (6) のれんの償却方法および償却期間
 のれんの償却については、5年間または10年間の均等償却を行っております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る負債の計上基準
 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～12年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 収益および費用の計上基準
 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 ……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 その他の工事……………工事完成基準
- ③ 消費税等の会計処理
 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ④ 連結納税制度の適用
 連結納税制度を適用しております。
 なお、当社および一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

会計方針の変更に関する注記

(ASC第842号「リース」の適用)

当連結会計年度の期首より、一部の米国連結子会社において、ASC第842号「リース」(以下、ASC第842号)を適用しております。ASC第842号の適用にあたっては、経過措置として認められている本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この基準の適用に伴い、当連結会計年度の連結貸借対照表において有形固定資産の使用権資産が493百万円、流動負債のリース債務が147百万円及び固定負債のリース債務が388百万円それぞれ増加しております。なお、当連結会計年度の連結損益計算書への影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

(工事進行基準による収益認識)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事進行基準を適用した売上高は219,431百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社および連結子会社は、当連結会計年度末までの工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約に工事進行基準を適用し、工事収益総額、工事原価総額および決算日における工事進捗度を合理的に見積り、工事進行基準による売上高を計上しております。

なお、決算日における工事進捗度の見積りは原価比例法によっており、決算日までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって見積られております。

これらの見積りのうち、工事原価総額は顧客との契約によって定められた仕様や納期等を踏まえ、作業内容を特定し適切なコストを見積ることで算定されております。また、適時見直しを行い、受注後の状況の変化を工事原価総額の見積りに反映しております。

なお、主要な顧客との間で、中途解約の発生および災害、工事遅延等による追加コストの発生ならびに技術・製品トラブル等に伴うペナルティの発生など、当初見積った工事原価総額を上回るコストが発生した場合、翌連結会計年度の経営成績に影響を与える可能性があります。

(有明工場の固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有明工場で営む機械事業について、継続して営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行っております。検討の結果、当該事業について、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額12,077百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社および連結子会社は、主として事業別及び工場別にグルーピングを行っております。また貸貸用資産・遊休資産・売却予定となった資産等については、個別にグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候があると判断された資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

また、有明工場で営む機械事業の割引前将来キャッシュ・フローについて、不動産等は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出した価額を利用し、算定基礎となる事業計画は受注見込、過去実績などからの計画進捗状況、見込まれているコストダウン等を経営環境などの外部

要因を考慮した上で適宜修正を加えて見積もっております。

なお、当該見積り・前提について、割引前将来キャッシュ・フローが想定を下回った場合、翌連結会計年度に減損損失が計上される可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の繰延税金資産の金額は17,091百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生やタックスプランニングを考慮し回収可能性を検討しております。特に税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産は、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮し、将来発生する課税所得により解消が見込まれる可能性が高い範囲内で認識されております。

将来の課税所得の発生を基礎となる事業計画は、各社において、受注見込などに事業環境や新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、一定の仮定を置いて策定しております。

なお、経営環境の変化などにより将来の課税所得を見直した結果、繰延税金資産の全額または一部に回収可能性がないと判断し、繰延税金資産の取崩が必要となった場合には翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保付債務

(1) 担保に供している資産

受取手形および売掛金	1,770百万円
その他（流動資産）	1百万円
建物および構築物	1,008百万円
（うち財団抵当）	(1,008百万円)
機械装置および運搬具	748百万円
（うち財団抵当）	(748百万円)
土地	502百万円
（うち財団抵当）	(231百万円)
投資有価証券	101百万円
長期貸付金	13百万円
計	4,146百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	315百万円
（うち財団抵当）	(69百万円)
長期借入金	3,234百万円
（うち財団抵当）	(692百万円)
計	3,549百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 151,522百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の未払債務等に対し、次のとおり保証を行っております。

日立造船・佐藤工務・鶴岡建設	1,279百万円
特定建設工事共同企業体	
Dubai Waste Management company	1,122百万円
(株)資源循環サービス	130百万円
Cumberland Electrochemical Limited	121百万円
大阪バイオエナジー(株)	2百万円
計	2,656百万円

4. 受取手形裏書譲渡高

206百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、当社は事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。
- ・再評価を行った年月日……2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△69百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 170,214,843株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,022	12	2020年 3月31日	2020年 6月24日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 2,022百万円
- ② 1株当たり配当額 12円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金および設備資金については、まず営業キャッシュ・イン・フローを充当し、不足分について必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余剰は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎に期日および残高の管理を行い、軽減を図っております。

外貨建のキャッシュ・イン・フローに係る為替変動リスクは、原則として外貨建のキャッシュ・アウト・フローとネットしたポジションについて先物為替予約等を利用し、ヘッジしております。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券ならびに株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

借入金および社債は、主に運転資金および設備資金の調達を目的としており、借入金に係る金利変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を実施しております。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金および預金	47,277	47,277	—
(2) 受取手形および売掛金 貸倒引当金(注1)	169,316 △1,134		
	168,181	168,252	71
(3) 有価証券および投資有価証券	3,904	2,125	△1,779
(4) 長期貸付金	28	28	—
資産 計	219,392	217,684	△1,707
(1) 支払手形および買掛金	(41,598)	(41,598)	—
(2) 電子記録債務	(21,787)	(21,787)	—
(3) 短期借入金	(14,572)	(14,575)	△2
(4) 1年内償還予定の社債	(5,000)	(4,990)	9
(5) 未払費用	(59,026)	(59,026)	—
(6) 未払法人税等	(1,112)	(1,112)	—
(7) 社債	(20,000)	(19,699)	300
(8) 長期借入金	(54,528)	(55,842)	△1,313
負債 計	(217,627)	(218,633)	△1,006
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(68)	(68)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	93	93	—
デリバティブ取引 計	24	24	—

(注1) 受取手形および売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権および債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるものについては、()で示しております。

(注3) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金および預金

預金は全て短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形および売掛金

短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期にわたるものの時価の算定は、一定の期間毎に分類し、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間毎に分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形および買掛金、(2) 電子記録債務、(5) 未払費用ならびに
(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 短期借入金

短期借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これ以外については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 1年内償還予定の社債、(7) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは、市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、先物為替相場によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注4) 関係会社株式（連結貸借対照表計上額7,594百万円）および非上場株式等（連結貸借対照表計上額4,333百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸土地等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
13,129	9,406

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産評価額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく評価額等であります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 749円58銭
1 株当たり当期純利益 25円26銭

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

当社は、主として事業別及び工場別にグルーピングを行っております。また、売却予定等の資

産については、個別にグルーピングを行っております。

(茨城工場)

茨城工場を含めた電力卸売事業では、経営環境が著しく悪化したことにより、固定資産に減損の兆候があると判断いたしました。将来の回収可能性を検討した結果、当該事業にグルーピングされた固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（4,497百万円）として特別損失に計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
茨城工場 (茨城県 常陸大宮市 他)	電力卸売事業	建物	347
		構築物	486
		機械装置	2,573
		土地	1,089
		計	4,497

なお、茨城工場の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.9%で割引いて算定しております。

(NAC International Inc.に関するのれん)

米国に拠点を置き、使用済原子燃料保管・輸送機器等に係る設計、輸送およびコンサルティング業務を行うNAC International Inc.の買収時に計上したのれんについて、見込んでいた超過収益力が十分に見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを9.0%で割引いて算定し、帳簿価額との差額427百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

日立造船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 井 健 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 井 孝 晃	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 剛 士	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日立造船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立造船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

日立造船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 井 健 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 井 孝 晃	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 剛 士	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日立造船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じて取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、また、必要に応じて調査いたしました。
 - ② 内部監査部門については、事前に監査計画の協議を行い、実施した監査の結果について、説明を受けるとともに、監査指摘事項については、適時に改善されていることを確認しました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、

会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

日立造船株式会社 監査役会

常勤監査役 森 方 正 之 ㊞

常勤監査役 安 保 公 資 ㊞

社外監査役 土 井 義 宏 ㊞

社外監査役 安 原 裕 文 ㊞

以 上

別紙 3

次頁以降をご覧ください。

川崎重工業株式会社

NO.2020123

2021年3月31日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
コード番号 7012 東京① 名古屋①
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部
部長 鳥居 敬
【東京】TEL 03-3435-2130
【神戸】TEL 078-371-9531

**当社車両事業の会社分割（簡易分割）による
当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ**

川崎重工は、本日開催の取締役会において、車両カンパニーの分社（2020年11月2日公表）に関し、準備会社として2021年3月10日に設立した川崎車両株式会社（当社完全子会社。以下、川崎車両）へ、車両カンパニーが行う事業（以下、車両事業）の有する権利義務を吸収分割により承継させること（以下、本分割）について決議しましたので、お知らせします。

なお、本分割は当社の完全子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略しています。

1. 本分割の目的

鉄道システムは、環境に優しく日常生活に密着した公共交通手段として、人口集中による大都市の混雑緩和や環境対策のための都市交通整備、アジア諸国の経済発展に伴う鉄道インフラニーズなど、今後も世界的に安定した市場成長が見込まれる一方、足元では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内では乗客数減少に対応した投資計画の見直し、海外では新線の建設工事の遅れが現実となりつつあります。

このような認識の下、鉄道システム全体におよぶ需要とそのソリューションに対応すべく、業界関係各社との連携・協業を含め、機動的かつ柔軟に取り組んでいく体制を整えるため、本分割を実施するものです。

2. 本分割の概要**（1）本分割の要旨****①本分割の日程**

取締役会決議日	2021年3月31日
分割契約締結日	2021年3月31日
分割予定日（効力発生日）	2021年10月1日（予定）

（注）本分割は、当社においては会社法第784条第2項の規定による簡易吸収分割に該当することから、株主総会決議による承認を得ずに行います。

②本分割の方式

川崎車両を承継会社とし、当社を分割会社とする吸収分割です。

③本分割に係る割当ての内容

川崎車両は、本分割に際して、普通株式 192,800 株を発行し、そのすべてを当社に割当て交付します。

④本分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

⑤本分割により増減する資本金

本分割による当社の資本金の変更はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

川崎車両は、本分割により当社の車両事業に関して有する権利義務を承継します。(但し、吸収分割契約において承継しないと定めたものを除く。)

⑦債務履行の見込み

本分割において、当社が負担すべき債務について、その履行の確実性に問題がないと判断しています。

(2) 本分割の当事会社の概要

	分割会社 (2021年3月31日時点)	承継会社 (2021年3月31日時点)
①商号	川崎重工業株式会社	川崎車両株式会社
②本店所在地	神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号	神戸市兵庫区和田山通二丁目1番18号
③代表者の役職・ 氏名	代表取締役社長執行役員 橋本 康彦	代表取締役社長 村生 弘
④事業内容	船舶海洋事業 車両事業 航空宇宙システム事業 エネルギー・環境プラント事業 モーターサイクル&エンジン事業 精密機械・ロボット事業 等	車両事業
⑤資本金	104,484百万円(連結)	10百万円
⑥設立年月日	1896年10月15日	2021年3月10日
⑦発行済株式数	167,080,532株	200株
⑧決算期	3月31日	3月31日
⑨大株主および 持株比率	・日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口) [6.4%]	・川崎重工業株式会社 [100%]

	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本カストディ銀行 (信託口) [3.4%] ・日本生命保険相互会社[3.4%] ・川崎重工業従業員持株会[2.5%] ・株式会社みずほ銀行[2.5%] ※2020年9月30日時点	
--	--	--

⑩直前事業年度の財政状態および経営成績 ※1		
純資産	471,562百万円 (連結)	—
総資産	1,957,845百万円 (連結)	—
1株あたり純資産	2,727.59円 (連結)	—
売上高	1,641,335百万円 (連結)	—
営業利益	62,063百万円 (連結)	—
経常利益	40,429百万円 (連結)	—
当期純利益	※2 18,662百万円 (連結)	—
1株あたり当期純利益	111.72円 (連結)	—

※1 確定した最終事業年度がないため、川崎車両の財政状態および経営成績は「—」としています。

※2 親会社株主に帰属する当期純利益

(3) 承継する事業部門の概要

①承継する部門の事業内容

当社の車両カンパニーが行う事業

(各種鉄道車両、産業車両、特殊車両、鉄道システム、除雪機械等およびそれらの部品の設計、開発、製造、修理、解体ならびに販売および賃貸借に関する事業等)

②承継する部門の経営成績 (連結)

	分割する事業部門の実績 (a)	2020年3月期実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	136,553百万円	1,641,335百万円	8.3%

③承継する資産、負債の項目および金額 (連結、2021年10月1日予定)

項目	金額	項目	金額
資産	184,800百万円	負債	169,100百万円

(注) 承継する資産・負債の金額は現時点の見込み額です。

(4) 本分割後の状況

当社に関しては、商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期について、いずれも本分割による変更はありません。

川崎車両については次のとおりです。

①商号	川崎車両株式会社
②本店所在地	神戸市兵庫区和田山通二丁目1番18号
③代表者の役職・ 氏名	代表取締役社長 村生 弘
④事業内容	車両事業
⑤資本金	9,650百万円
⑥決算期	3月31日

(5) 今後の見通し

本分割が、当社の連結業績に与える影響は軽微です。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (2021年3月31日公表分) および前期連結実績

	連結売上高	連結営業損益	連結経常損益	親会社株主に帰属 する当期純損益
当期業績予想 (2021年3月期)	百万円 1,500,000	百万円 △5,000	百万円 △4,000	百万円 △23,000
前期実績 (2020年3月期)	1,641,335	62,063	40,429	18,662

別紙4

次頁以降をご覧ください。

川崎重工業株式会社

NO.2020124

2021年3月31日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
コード番号 7012 東京① 名古屋①
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部
部長 鳥居 敬
【東京】TEL 03-3435-2130
【神戸】TEL 078-371-9531

**当社モーターサイクル&エンジン事業の会社分割（簡易分割）による
当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ**

川崎重工は、本日開催の取締役会において、モーターサイクル&エンジンカンパニーの分社（2020年11月2日公表）に関し、準備会社として2021年2月12日に設立したカワサキモータース株式会社（当社完全子会社。以下、カワサキモータース）へ、モーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業（以下、モーターサイクル&エンジン事業）の有する権利義務を吸収分割により承継させること（以下、本分割）について決議しましたのでお知らせします。

なお、本分割は当社の完全子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略しています。

1. 本分割の目的

二輪車およびオフロード四輪車をはじめとするパワースポーツ事業、汎用エンジン事業は、CASE（※）に代表される100年に1度の大変革期を迎え、環境規制対応、電動化や先進安全技術分野での協業も進みつつあります。主力のパワースポーツ事業は、当社の中で唯一のB to C事業であり、機動的かつ果敢な意思決定が必要とされる事業特性があります。

このような事業環境の下、会社分割を通じて、自律的な事業運営体制を確立することによりスピード感のある経営を遂行し、新たなライフスタイルの提案など、顧客に密着した製品・サービスの提供を通じて、さらに強固なブランドの構築と事業の持続的成長を図ることとしました。

※CASE：Connected（コネクティッド）、Autonomous/Automated（自動化）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）の頭文字をつなげた造語

2. 本分割の概要

(1) 本分割の要旨

①本分割の日程

取締役会決議日	2021年3月31日
分割契約締結日	2021年3月31日
分割予定日（効力発生日）	2021年10月1日（予定）

（注）本分割は、当社においては会社法第784条第2項の規定による簡易吸収分割に該当することから、株主総会決議による承認を得ずに行います。

②本分割の方式

カワサキモータースを承継会社とし、当社を分割会社とする吸収分割です。

③本分割に係る割当ての内容

カワサキモータースは、本分割に際して、普通株式 19,800 株を発行し、そのすべてを当社に割当て交付します。

④本分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

⑤本分割により増減する資本金

本分割による当社の資本金の変更はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

カワサキモータースは、本分割により当社のモーターサイクル&エンジン事業に関して有する権利義務を承継します。(但し、吸収分割契約において承継しないと定めたものを除く。)

⑦債務履行の見込み

本分割において、当社が負担すべき債務について、その履行の確実性に問題がないと判断しています。

(2) 本分割の当事会社の概要

	分割会社 (2021年3月31日時点)	承継会社 (2021年3月31日時点)
①商号	川崎重工業株式会社	カワサキモータース株式会社
②本店所在地	神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号	兵庫県明石市川崎町1番1号
③代表者の役職・ 氏名	代表取締役社長執行役員 橋本 康彦	代表取締役社長 堀内 勇二
④事業内容	船舶海洋事業 車両事業 航空宇宙システム事業 エネルギー・環境プラント事業 モーターサイクル&エンジン事業 精密機械・ロボット事業 等	モーターサイクル&エンジン事業
⑤資本金	104,484百万円(連結)	10百万円
⑥設立年月日	1896年10月15日	2021年2月12日
⑦発行済株式数	167,080,532株	200株
⑧決算期	3月31日	3月31日
⑨大株主および	・日本マスタートラスト信託銀行株	・川崎重工業株式会社 [100%]

持株比率	株式会社（信託口） [6.4%] ・株式会社日本カストディ銀行 （信託口） [3.4%] ・日本生命保険相互会社[3.4%] ・川崎重工業従業員持株会[2.5%] ・株式会社みずほ銀行[2.5%] ※2020年9月30日時点	
------	--	--

⑩直前事業年度の財政状態および経営成績 ※1		
純資産	471,562百万円（連結）	—
総資産	1,957,845百万円（連結）	—
1株あたり純資産	2,727.59円（連結）	—
売上高	1,641,335百万円（連結）	—
営業利益	62,063百万円（連結）	—
経常利益	40,429百万円（連結）	—
当期純利益	※2 18,662百万円（連結）	—
1株あたり当期純利益	111.72円（連結）	—

※1 確定した最終事業年度がないため、カワサキモーターズの財政状態および経営成績は「—」としています。

※2 親会社株主に帰属する当期純利益

（3）承継する事業部門の概要

①承継する部門の事業内容

当社のモーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業

（二輪車、オフロード四輪車、多用途四輪車、パーソナルウォータークラフト、汎用ガソリンエンジン、ニッケル水素電池等およびそれらの部品の設計、開発、製造、修理、解体ならびに販売および賃貸借に関する事業等）

②承継する部門の経営成績（連結）

	分割する事業部門の実績 (a)	2020年3月期実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	337,757百万円	1,641,335百万円	20.5%

③承継する資産、負債の項目および金額（連結、2021年10月1日予定）

項目	金額	項目	金額
資産	220,000百万円	負債	169,500百万円

（注）承継する資産・負債の金額は現時点の見込み額です。

(4) 本分割後の状況

当社に関しては、商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期について、いずれも本分割による変更はありません。

カワサキモーターズについては次のとおりです。

①商号	カワサキモーターズ株式会社
②本店所在地	兵庫県明石市川崎町1番1号
③代表者の役職・ 氏名	代表取締役社長 伊藤 浩 ※
④事業内容	モーターサイクル&エンジン事業
⑤資本金	1,000百万円
⑥決算期	3月31日

※本分割の効力発生日までに、代表者を堀内勇二から伊藤浩へ変更予定。

(5) 今後の見通し

本分割が、当社の連結業績に与える影響は軽微です。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (2021年3月31日公表分) および前期連結実績

	連結売上高	連結営業損益	連結経常損益	親会社株主に帰属 する当期純損益
当期業績予想 (2021年3月期)	百万円 1,500,000	百万円 △5,000	百万円 △4,000	百万円 △23,000
前期実績 (2020年3月期)	1,641,335	62,063	40,429	18,662

別紙5

次頁以降をご覧ください。

川崎重工業株式会社

NO.2021012

各 位

川重冷熱工業株式会社

2021年5月11日

会 社 名	川崎重工業株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
コード番号	7012 東京① 名古屋①
問合先責任者	コーポレートコミュニケーション総括部 総括部長 鳥居 敬 【東京】 TEL 03-3435-2130 【神戸】 TEL 078-371-9531

会 社 名	川重冷熱工業株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 篠原 進
コード番号	6414 JASDAQ
問合先責任者	取締役生産総括室長 植村 博 【大阪】 TEL 06-6325-0300 【滋賀】 TEL 077-563-1111

**川崎重工業株式会社による川重冷熱工業株式会社の
簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ**

川崎重工業株式会社（以下「川崎重工」といいます。）および川重冷熱工業株式会社（以下「川重冷熱」といいます。）は、2021年5月11日開催の両社の取締役会において、川崎重工を株式交換完全親会社とし、川重冷熱を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、川崎重工においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、また、川重冷熱においては、2021年6月25日に開催予定の定時株主総会における承認を得た上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）に先立ち、川重冷熱の普通株式（以下「川重冷熱株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ スタンダード」といいます。）において、2021年7月29日付で上場廃止（最終売買日は2021年7月28日）となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

川崎重工は、1896年10月に、株式会社川崎造船所として設立され、2021年3月31日現在、川崎重工、川崎重工連結子会社99社および持分法適用関連会社19社（以下「川崎重工グループ」といいます。）により構成されています。川崎重工グループは川崎重工を中心として航空宇宙システム事業、エネルギー

ソリューション&マリン事業、精密機械・ロボット事業、車両事業、モーターサイクル&エンジン事業およびその他事業を営んでいます。

川崎重工グループは、2030年に目指す将来像として、グループビジョン2030「つぎの社会へ、信頼のこたえを~Trustworthy Solutions for the Future~」を制定しており、社会課題へのソリューションを提供するため、今後注力するフィールドを①安全安心リモート社会、②近未来モビリティ（人・モノの移動を変革）、③エネルギー・環境ソリューションとし、変化に合わせて、より成長できる事業体制への変革を目指しています。当該事業方針のもと、2021年4月にエネルギー・環境プラント事業と船舶海洋事業を統合し、2021年10月には車両事業およびモーターサイクル&エンジン事業を分社する予定です。また、各事業の連携をより効果的なものにするため、川崎重工グループの事業を陸・空輸送システム（航空宇宙システムカンパニーおよび車両（新会社）で構成）、モーションコントロール&モータービークル（精密機械・ロボットカンパニーおよびモーターサイクル&エンジン（新会社）で構成）ならびにエネルギー&マリンエンジニアリング（エネルギー・環境プラントカンパニーおよび船舶海洋カンパニーを統合）の3つのグループに再編成いたしました。車両事業およびモーターサイクル&エンジン事業の分社化については、既に2021年3月に、2021年10月1日を効力発生日として、川崎重工が行う事業のうち、車両事業については川崎車両株式会社へ、およびモーターサイクル&エンジン事業についてはカワサキモータース株式会社へ、それぞれ権利義務を吸収分割により承継させる旨公表しております。なお、川重冷熱が属するエネルギー&マリンエンジニアリンググループにおいては、これまで水素エネルギーの利活用に早くから取り組んできた川崎重工の強みを活かすことで、水素エネルギー分野におけるリーディングカンパニーとして、水素社会実現に向けた取組みを加速していく考えです。詳細については、2020年11月2日に川崎重工が公表したプレスリリース「車両およびモーターサイクル&エンジン事業の分社、ならびに船舶海洋とエネルギー・環境プラントの事業統合について(方針決定)」ならびに2021年3月31日に川崎重工が公表したプレスリリース「当社車両事業の会社分割（簡易分割）による当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ」および「当社モーターサイクル&エンジン事業の会社分割（簡易分割）による当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ」をご覧ください。

一方、川重冷熱は、1972年3月に川崎重工が製造・販売する空調機器・汎用ボイラの西日本地区（静岡県大井川以西）における改修改造工事、メンテナンス（以下「メンテナンス工事」といいます。）を担当することを目的に、川重冷熱サービス株式会社として、川崎重工の100%出資にて設立されました。1978年7月には、現社名である川重冷熱工業株式会社に商号変更を行い、同月東日本地区（静岡県大井川以东）のメンテナンス工事を所管する川重東京冷熱サービス株式会社を合併し、併せて川崎重工より同社の空調機器・汎用ボイラの営業部門の移管を受けました。さらに1984年には川崎重工の空調機器・汎用ボイラ製造部門（滋賀工場）の移管を受け、それ以来現在まで、川崎重工が営むエネルギー&マリンエンジニアリング事業における中核子会社として、空調用熱源、工場でのプロセス用熱源となる吸収冷温水機・冷凍機と汎用ボイラの開発、製造、販売、およびメンテナンス工事までの一貫した事業を行っております。主要製品として、空調機器分野においては、主に空調用の熱源として冷水、温水を発生させる吸収冷温水機・冷凍機、汎用ボイラ分野においては、主に工場用の熱源として蒸気を発生させる貫流ボイラ、排熱ボイラ、水管ボイラ、炉筒煙管ボイラがございます。なお、川重冷熱が取り扱う汎用ボイラはいずれもパッケージボイラ（完成品としてトレーラー等で運送ができる製品）であり、川崎重工が取り扱う大型ボイラ（現地での組み立てが必要な製品）は含んでおらず、川崎重工とは異なる市場で事業展開しております。川重冷熱は、1990年に日本証券業協会への店頭登録を行い、2004年の株式会社ジャスダック証券取引所（現東京証券取引所 JASDAQ スタンダード）への株式上場を経て、2010年4月の株式会社ジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の合併に伴い大阪証券取引所 JASDAQ に上場、その後、2013年7月の東京証券取引所と大阪証券取引所との現物株式市場の統合に伴い現在東京証券取引所 JASDAQ スタンダードに株式を上場しております。

川重冷熱は設立以来、川崎重工から受け継いだ技術を深化させるかたちで、「省電力」「省エネ」「省CO₂」「高度で広範な排熱利用」をキーワードに、熱交換技術を核とした冷熱機器・システムメーカーとして社会に貢献することを掲げ、ものづくりに注力してまいりました。

空調機器分野では、川崎重工において吸収冷温水機・冷凍機メーカーのパイオニアとして 1959 年に国内で初めて吸収冷凍機を製造して以来、1964 年に世界で初めて二重効用吸収冷温水機を製造、その後川重冷熱として受け継いでからは、二重効用機としてエネルギー消費効率が業界最高レベルの機器の製品化をはじめ、吸収冷温水機としてエネルギー消費効率が世界最高となる三重効用吸収冷温水機の世界初の製品化や太陽熱を利用するソーラー吸収冷温水機を製品化するなど、常に先進的な製品を市場に送り出すトップランナーとして業界をリードしてまいりました。川重冷熱設立後も、川崎重工との間では、電気式水冷媒ターボ冷凍機の共同開発や川崎重工が製造するバイナリー発電機の熱交換器を川重冷熱が担当する等、技術交流は継続しております。川重冷熱の吸収冷温水機・冷凍機は、ホテル・病院・オフィスビル・大型商業施設・工場・地域冷暖房施設といった空調用の熱源として様々な場所で採用されており、近年では、省電力機器であることや自然冷媒である水を冷媒としていること、また未利用熱を有効に活用できることから、その優れた環境性能が再評価されています。

汎用ボイラ分野では、川崎重工における 1899 年の初号機製造以来 120 年を超える歴史をもち、長年にわたり培われた燃焼技術を活かし、川重冷熱においてさらに進化させた水管ボイラ・炉筒煙管ボイラ、これらの大型汎用ボイラで培った技術を活かして、業界に先駆けて大型貫流ボイラを製品化し、業界に一石を投じました。また、排熱を有効利用する排熱ボイラ、特に、川崎重工の発電システムには欠かすことができない大型から小型の排熱ボイラを製品化するなど、多様な汎用ボイラを製造・販売してきました。川重冷熱の汎用ボイラは、発電システム用の排熱ボイラ、地域冷暖房・工場用の大型汎用ボイラから暖房・給湯用等の小型汎用ボイラまで様々な品揃えがあり、主には産業用途の熱源・動力源として採用されています。

また、近年では、将来の水素エネルギーの普及を見据え、水素エネルギーサプライチェーンに必要なインフラ技術の開発・製品化に取り組んでおります。2018 年 5 月には川崎重工と共同で、水素燃焼で課題となる NO_x 排出値が世界最小レベルのドライ式低 NO_x 水素専焼バーナを開発し、小型貫流ボイラへの搭載による製品化の計画を進めております。生産工程の副産物として水素が発生する化学品メーカーなどに有効活用していただくことを含め、ボイラ単体だけのモノでなく、エネルギーを活用するコトについて、川崎重工グループの一員としてトータルソリューションの提供に努めています。

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞からの経済復興策としてグリーン・リカバリーの機運が高まり、世界的な脱炭素化に向けた動きが加速しております。我が国においても 2020 年 10 月 26 日の菅内閣総理大臣所信表明演説において「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針が宣言され、川崎重工グループが推進している「水素エネルギー社会の実現」に向けた取組みはますます重要性を増しております。川重冷熱を取り巻く事業環境は、これらの流れにより、熱源機器市場（空調機器・汎用ボイラ）の市場環境変化が加速すると予測され、川重冷熱のビジネス領域においても脱炭素化への対応が求められます。

このような状況下で、川重冷熱は、吸収冷温水機・汎用ボイラを核として、省エネ要求に対応する製品・システム開発を推進し、熱源機器メーカーとして省電力・省エネ・省 CO₂ 等のエネルギーソリューションを積極的に展開し、市場の技術要求にお応えするとともに、脱炭素社会実現への貢献を目指しております。具体的には CO₂ を排出しないクリーンエネルギーとして水素への注目が世界的にますます高まっている中、水素専焼貫流ボイラの製品化を進め、販売を 2021 年 5 月より開始するほか、水素利用技術の空調機器への展開も既に手掛けております。しかし、変化する市場ニーズを的確にとらえ、さらに成長を加速するためには、これまで以上に様々な一次エネルギーや省エネ要求に対応する製品・システム開発の取組みを強化する必要があると考えております。また、近年、空調市場・ボイラ市場の国内の総需要自体は安定的に推移しておりますが、リプレイス需要を中心とする成熟市場であり、脱炭素化の流れの中で今後の更なる事業拡大を確実なものとするためにも、市場の様々な要請に対応する製品・システム開発を行うと共に、東南アジアを始めとする海外ビジネスの展開が不可欠と考えております。

今後は、足下では以下のとおり、既存事業を成長させ利益確保に努めつつ、新規事業として脱炭素化ビジネスへの注力を成長戦略と定め、新たなビジネスモデル構築に向け取り組んでまいります。そのためにも以下に記載する川崎重工との連携強化分野におけるシナジー創出により、技術・ノウハウ・経営資源の共有化を進め、企業競争力を強化してまいります。

(既存事業)	
①	既存市場において、メンテナンス売上高の基盤となり、かつ新製品へのリプレイスにつながるストック台数を増加させるため、市場ニーズに合致した省エネ、省CO ₂ 製品の上市
②	ボイラ機器を中心とした海外市場でのシェアアップ
③	未利用廃熱や再生エネルギーの高度利用が可能な機器の開発
④	エネルギーソリューション（注）の更なる展開による付加価値を付けた営業展開
⑤	遠隔監視システムの更なる活用によるサービスの高度化および周辺機器を含めたメンテナンス工事の範囲拡大

（注）エネルギーソリューションとは、機器単体のみでなく空調設備全体の省エネルギー・省CO₂を提案する営業活動のことをいいます。

(川崎重工との連携強化分野)	
①	川崎重工の発電システムに必要な排熱ボイラでの連携強化
②	生産リソースの有効活用
③	海外販売拠点での更なる連携強化
④	水素関連事業を中心とした脱炭素技術での協業

近年、上場子会社のガバナンスに関し、構造上の利益相反リスクとその対応策強化を求める動きが高まっており、経済産業省策定の2019年6月28日付「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」においても、上場子会社においては、「取締役会における独立社外取締役の比率を高めること（1/3以上や過半数等）を目指すことが基本」とされる等、上場子会社の今後の更なるガバナンスの強化は必須となっています。さらに、今般、東京証券取引所が公表した2020年2月21日付「新市場区分の概要等について」および2020年12月25日付「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）」（以下総称して「新市場区分に関する東京証券取引所公表資料」といいます。）によれば、2021年6月を移行基準日として、2022年4月より、従来の市場第一部、市場第二部、JASDAQ（スタンダードおよびグロース）、マザーズの5つの市場区分は、新たにプライム市場、スタンダード市場、グロース市場の3市場に整理される方針となっております。現在東京証券取引所 JASDAQ スタンダードに上場している川重冷熱は、新市場区分への移行に際してスタンダード市場への移行を選択することになるところ、現時点において、川重冷熱株式の83.30%（発行済株式総数に対する割合。間接保有分を含みます。）は川崎重工が所有しており、川重冷熱は東京証券取引所が公表しているスタンダード市場の上場維持基準である、「流通株式比率 25%以上」の条件を充たしておりません。新市場区分に関する東京証券取引所公表資料によれば、東京証券取引所においては、新市場区分への移行後も、当分の間は一定の条件のもとで経過措置として緩和された上場維持基準が適用される見通しではあるものの、川崎重工としては、川重冷熱の株主構成が上記のとおりであることを主たる原因として川重冷熱株式の東京証券取引所 JASDAQ スタンダードにおける流動性が乏しいこと等に鑑みると、上記条件を充足するために流通株式数を増加させる等の実効性のある対策をとることは現時点においても将来においても経営負担が決して小さくない上に、現在の株主構成が大幅に変更されない限りは上記の経過措置を経て上場廃止となる可能性があり、結果として将来的に川重冷熱の一般株主の皆様において川重冷熱株式の売買の機会が奪われてしまう事態が生じる可能性があると考えております。

このような認識のもと、川崎重工と川重冷熱は、2020年10月より、今後の協業体制の在り方について、協議を開始致しました。具体的には、川崎重工および川重冷熱を取り巻く事業環境、今後の企業価値向上に向けた成長戦略、東京証券取引所の新市場区分への移行の見通しなどを踏まえた川崎重工と川重冷熱の最適なガバナンスの在り方などについて協議を行いました。協議の結果、川崎重工としては、新市場区分への移行前に、株式交換により川重冷熱の完全子会社化を実施し、親子上場の利益相反の懸念を解消すること、川重冷熱の株式を流動性の高い川崎重工の株式と交換し、川重冷熱の一般株主の皆様に対して流動性を確実に提供すること、ならびに、これまで川重冷熱が行ってきた顧客の生産プロセスにおけるエネルギー関連機器・設備の一体ソリューション提供や川崎重工の販路を活用した川重冷熱の製品の海外拡販に加え、水素関連技術のボイラ・空調機への応用など、更なる協業体制の強化による

経営資源の有効活用、川重冷熱上場に係る直接・間接経費削減等の施策実現を通じ、川崎重工グループの企業価値向上を目指すことが適切であるとの判断に至り、2021年1月中旬に、川重冷熱に対し、株式交換による完全子会社化に向けた協議の申入れを行いました。川崎重工としては、特に、排熱ボイラでの連携強化や生産リソースの有効活用は、川崎重工グループにとっても足下での製品競争力・提案力の強化や生産能力の最適化に寄与するものと考えており、期待しております。

このような提案を受け、川重冷熱においても取り巻く環境や課題について改めて検討いたしました。川重冷熱としても、ますます脱炭素化ニーズが高まることが想定される事業環境下において、足下での利益確保に加えて、中長期的視点で「脱炭素社会の実現」に向けた対応を進めていく必要があると認識しております。とりわけ水素は「脱炭素社会の実現」に向けて大きな期待が寄せられており、川崎重工グループは、水素エネルギー分野におけるリーディングカンパニーとして、水素社会実現に向けた取り組みを加速していくこととしていますが、施策を実行していくために必要な人材面での強化や、新たな技術領域での開発体制の強化、合理化による販売管理費等の更なるコスト低減等が経営上の重要な課題であると認識しております。これらを解決し、川崎重工グループとしてエネルギー&マリンエンジニアリング事業の市場競争力をさらに向上させていくためには、川崎重工と川重冷熱が従来以上に連携を深化させ、川崎重工グループ一体としての事業運営を強化することが必須であるとの認識に至りました。

川重冷熱は、本株式交換を実行することで、支配株主である川崎重工と川重冷熱の一般株主との間の構造的利益相反関係に留意することなく、従前以上に両社間の協力関係を深化させ、グループ力を発揮するための機動的かつ迅速な意思決定環境を整備し、両社の一体的な事業経営および両社の経営資源を最大限に活用した事業戦略の推進が可能となり、川重冷熱としての企業価値向上に繋がり、ひいては川崎重工グループの企業価値向上に貢献できると考えております。

具体的には、川重冷熱としては、主に以下のシナジーが両社に現れると考えております。

1. 川崎重工グループの知的財産の有効活用による市場対応力の強化および新規事業の創出

現在川重冷熱は川崎重工グループと、水素関連事業等、特に脱炭素技術で共同開発を行っておりますが、本株式交換を通じて、川崎重工の新規技術に関する知的財産の一層の有効活用が可能になると考えております。具体的には、川重冷熱が川崎重工の完全子会社となることにより、川重冷熱の独立性への留意が不要となり、かつ川崎重工の知的財産から創出される利益が川崎重工グループ外へ流出することへの配慮が不要となるため、川崎重工から川崎重工の特許をはじめとする知的財産を共有される範囲が広がることが期待され、その応用によって川重冷熱の新製品の開発期間の短縮を図り、市場対応力を強化することが期待できます。また、川崎重工の知的財産を活用することにより、空調機器分野、汎用ボイラ分野、その他既存分野に捉われない新規事業の創出の推進を図ることが期待できます。

2. 川重冷熱の海外事業展開における川崎重工拠点の積極活用

現在川重冷熱はマレーシアとタイにおいて、川崎重工の現地拠点を活用し、両国における川重冷熱製品拡販の足掛かりとしております。本株式交換を通じて、川崎重工海外拠点の一層の活用が可能になると考えており、川崎重工拠点の活用により、当該地域における川重冷熱シェアを拡大することができ、顧客基盤の拡大につながります。

3. 川崎重工グループの購買情報共有化によるコストダウン

現在川重冷熱は川崎重工グループの集中購買に部分的に参加しておりますが、今後は、川崎重工グループ内における横断的な購買情報の共有化により素材・部品のコストおよび輸送コストの削減に活用できると考えております。また、コストダウンだけでなく新しい取引先との協働による新製品の開発等につながることが期待できます。

4. 人材育成の一環としての人事交流の活発化

現在川重冷熱と川崎重工の人事交流は、川崎重工から非常勤の取締役1名と監査役1名を受け入れているほか、営業等の人事交流に限られております。今後は、技術者の双方向の人事交流や、生産集中時の人的資源の機動的な配置等、現在以上に川崎重工グループ内での人事交流を活発化でき

と考えており、その結果グループ全体での最適な人材配置を図ることができるのみならず、人材育成の観点からも好影響が期待され、さらに人事交流の結果として両社の技術、営業その他のノウハウが共有されることにより、新たな製品やサービスの創出につながることも期待できます。

5. 川崎重工経営資源の有効活用

本株式交換を通じて、川重冷熱は川崎重工の経営資源を現在以上に活用できるようになると考えております。具体的には、川崎重工グループの法務機能のノウハウの有効活用による川重冷熱間接部門の強化、川崎重工のマーケティング力の活用による川重冷熱のビジネス機会の拡大、川崎重工の品質管理ノウハウの有効活用による川重冷熱の技術力・品質管理ノウハウの一層の向上が期待されます。

6. 上場維持コストの削減等

経済産業省策定の2019年6月28日付「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」において、上場子会社においては、取締役会における独立社外取締役の比率を高めることを目指すことが求められている等、親子上場に対する経営監視の目が一層厳しくなっております。また、新市場区分に関する東京証券取引所公表資料によれば、2022年4月より現在東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場している川重冷熱が移行すると想定されるスタンダード市場では、「流通株式比率25%以上」が上場維持基準の一つとなっております。しかし、現状の川重冷熱と川崎重工の資本関係では、この基準を充たすための流通株式の増加等の実効性のある対策を取ることが、現在においても将来においても困難な状況にあります。このような状況下において、川重冷熱が独立性の維持を意識した上で上場を維持するためには、増員が要請される独立した社外取締役の確保や、川重冷熱の現状の市場での売買状況を鑑みると流通株式数の増加等の施策の実現性のハードルが極めて高く、本株式交換によって非上場化を実現することにより、このような負担やハードルから解放されるほか、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコストなど、上場維持によるその他の経営負担も解消され、開発投資等事業成長への経営資源の有効活用を図ることが可能となり、川重冷熱の企業価値の向上に資すると考えております。

完全子会社化の方法としては、(a) 本株式交換の対価として川崎重工の普通株式（以下「川崎重工株式」といいます。）が川重冷熱の一般株主の皆様へ交付されることにより、川崎重工株式の保有を通じて、本株式交換に伴い期待される川重冷熱の展開する排熱ボイラ製品分野での連携強化、熱交換および燃焼に関する技術・知見の活用、川崎重工製品の競争力強化およびソリューション提案強化等のシナジーの実現による川崎重工グループの企業価値向上の成果を川重冷熱の一般株主の皆様に対して提供できる一方で、流動性の高い川崎重工株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であること、並びに (b) 川崎重工は、川重冷熱の一部の取引先が川重冷熱株式を所有しており、川重冷熱株式の所有を通じた資本関係が、川重冷熱と当該取引先との関係性の構築・維持に寄与していると認識しているため、川重冷熱株式に対する公開買付けといった金銭のみを対価とするスキームによって川重冷熱の完全子会社化をすることで、当該取引先と川重冷熱の間の資本関係を完全に失わせるのではなく、川重冷熱の非公開化後は川崎重工株式を所有していただくことで、川重冷熱と当該取引先との関係性を維持・発展させた方が川重冷熱の企業価値向上に資すると考えたことから、川崎重工および川重冷熱は株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

これらの点を踏まえて、総合的に検討した結果、川崎重工および川重冷熱は、本株式交換により川重冷熱が川崎重工の完全子会社となることが、川崎重工および川重冷熱それぞれの企業価値の向上については川崎重工グループの企業価値の向上に資するものであり、川崎重工および川重冷熱の双方の株主にとっても有益なものであるとの認識で一致したことから、両社において、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討および協議を経て合意に至り、本日、両社の取締役会決議により、川崎重工が川重冷熱を完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日（川重冷熱）	2021年3月31日
本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社）	2021年5月11日（本日）
本株式交換契約締結日（両社）	2021年5月11日（本日）
本株式交換契約承認時株主総会（川重冷熱）	2021年6月25日（予定）
最終売買日（川重冷熱）	2021年7月28日（予定）
上場廃止日（川重冷熱）	2021年7月29日（予定）
本株式交換の本効力発生日	2021年8月1日（予定）

(注1) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(注2) 本株式交換は、川崎重工においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

(2) 本株式交換の方式

川崎重工を株式交換完全親会社、川重冷熱を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、川崎重工においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ず、川重冷熱においては、2021年6月25日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	川崎重工 (株式交換完全親会社)	川重冷熱 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.60
本株式交換により交付する株式数	川崎重工の普通株式：841,268株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

川重冷熱株式1株に対して、川崎重工株式0.60株を割当交付いたします。ただし、川崎重工が保有する川重冷熱株式（本日現在6,985,300株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する川崎重工の株式数

川崎重工は、本株式交換に際して、川崎重工が川重冷熱の発行済株式（ただし、川崎重工が保有する川重冷熱株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の川重冷熱の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、川崎重工を除きます。）に対して、その保有する川重冷熱株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の川崎重工株式を割当交付いたします。本株式交換によって交付する川崎重工株式には、新たに発行する川崎重工株式を使用する予定です（ただし、川崎重工の判断により、上記に従い割当交付される川崎重工株式の一部として、川崎重工が保有する自己株式を充当する可能性があります。）。なお、川重冷熱は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により川重冷熱が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。本株式交換により割当交付する川崎重工株式の総数については、川重冷熱による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、川崎重工の単元未満株式（100株未満の川崎重工株式）を保有することとなる川重冷熱の株主の皆様につきましては、川崎重工株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）およびその他の金融商品取引所においては単元未満株式を売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項および川崎重工の定款第10条の定め等に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の川崎重工株式を売り渡すことを請求し、これを川崎重工から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、川崎重工の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを川崎重工に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、川崎重工株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる川重冷熱の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の川崎重工株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

川崎重工の完全子会社となる川重冷熱は新株予約権および新株予約権付社債のいずれもを発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠および理由

川崎重工および川重冷熱は、2020年10月より、今後の協業体制の在り方について、協議を行っておりましたが、それを踏まえて、上記1.「本株式交換の目的」に記載のとおり、2021年1月中旬に、川崎重工から川重冷熱に対して本株式交換の正式提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、川崎重工が川重冷熱を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上の観点で最善と考えるに至りました。

川崎重工および川重冷熱は、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、川崎重工は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、川重冷熱はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関に選定いたしました。

川崎重工においては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村証券から2021年5月10日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、川崎重工の株主の皆様への利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

川重冷熱においては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMB C日興証券から2021年5月10日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）

からの助言、支配株主である川崎重工との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言および 2021 年 5 月 10 日付で受領した答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、川重冷熱の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、川崎重工および川重冷熱は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、適宜、それぞれのリーガル・アドバイザーから助言等を受けるとともに、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

（２）算定に関する事項

① 算定機関の名称および両社との関係

川崎重工の第三者算定機関である野村證券および川重冷熱の第三者算定機関である S M B C 日興証券は、いずれも川崎重工および川重冷熱から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

野村證券は、川崎重工については、同社が東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である 2021 年 5 月 10 日を基準日として、東京証券取引所における川崎重工株式の算定基準日の株価終値、2021 年 4 月 28 日から算定基準日までの直近 5 営業日の終値平均値、2021 年 4 月 12 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値、2021 年 2 月 12 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、2020 年 11 月 11 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

川重冷熱については、同社が東京証券取引所 JASDAQ スタンダードに上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である 2021 年 5 月 10 日を基準日として、東京証券取引所における川重冷熱株式の算定基準日の株価終値、2021 年 4 月 28 日から算定基準日までの直近 5 営業日の終値平均値、2021 年 4 月 12 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値、2021 年 2 月 12 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、2020 年 11 月 11 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を、また川重冷熱には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、採用して算定を行いました。

川崎重工の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各評価方法における算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.53～0.63
類似会社比較法	0.16～0.28
DCF 法	0.46～0.68

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報および野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性についての検証は行っておりません。両社およびその関係会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負

債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。川重冷熱の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、川重冷熱の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2021年5月10日までに野村證券が入手した情報および経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、川崎重工の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした川重冷熱の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、SMB C日興証券は、川崎重工については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2021年5月10日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における1ヶ月間(2021年4月12日から2021年5月10日まで)、3ヶ月間(2021年2月12日から2021年5月10日まで)および6ヶ月間(2020年11月11日から2021年5月10日まで)の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

川重冷熱については、同社が東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2021年5月10日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQスタンダードにおける1ヶ月間(2021年4月12日から2021年5月10日まで)、3ヶ月間(2021年2月12日から2021年5月10日まで)および6ヶ月間(2020年11月11日から2021年5月10日まで)の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、川重冷熱と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社富士通ゼネラル、三浦工業株式会社および新晃工業株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、川重冷熱が作成した2022年3月期から2031年3月期までの財務予測に基づく2022年3月期以降に川重冷熱が創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長法およびマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は5.59%~6.84%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital, WACC)を使用しております。また、永久成長法では永久成長率として-0.25%~0.25%を使用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして10.0倍~12.2倍を使用しております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。また、SMB C日興証券がDCF法の採用に当たり前提とした川重冷熱の事業計画の各期において、大幅な増減益は見込んでおりません。

なお、各評価方法による川重冷熱の普通株式1株に対する川崎重工の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.56~0.63
類似上場会社比較法	0.48~0.64
DCF法	0.47~0.79

(注) S M B C日興証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料および情報は全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性および完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務および責任を負うものではなく、提供された情報が不正確または誤解を招くようなものであるとする事実または状況等につき川崎重工および川重冷熱において一切認識されていないことを前提としております。また、川崎重工、川重冷熱およびその関係会社の資産または負債に関して、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。これらの資料および情報の正確性および完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、川崎重工および川重冷熱並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式交換比率算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。S M B C日興証券が、株式交換比率算定書で使用している川重冷熱の事業計画等は、算定基準日における最善の予測および判断に基づき、川重冷熱により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、株式交換比率算定書において、S M B C日興証券が提供された資料および情報に基づき提供された仮定を分析を行っている場合には、提供された資料、情報および仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。S M B C日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性および実現性について独自の検証は行っておらず、その義務および責任を負うものではありません。

なお、S M B C日興証券の算定結果は、S M B C日興証券が川重冷熱の依頼により、川重冷熱の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的として川重冷熱に提出したものであり、当該算定結果は、S M B C日興証券が本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(3) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その本効力発生日である 2021 年 8 月 1 日（予定）をもって、川重冷熱は川崎重工の完全子会社となることから、川重冷熱株式は、東京証券取引所 JASDAQ スタンドの上場廃止基準に従って、2021 年 7 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は 2021 年 7 月 28 日）となる予定です。上場廃止後は、川重冷熱株式を東京証券取引所 JASDAQ スタンドにおいて取引することができなくなります。

川重冷熱株式が上場廃止となった後も、本株式交換により川重冷熱株主の皆様（ただし、川崎重工を除きます。）に割り当てられる川崎重工株式は、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において川重冷熱株式を 167 株以上保有し本株式交換により川崎重工の単元株式数である 100 株以上の川崎重工株式の割当てを受ける川重冷熱の株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式数に満たない川崎重工株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

ただし、基準時において 167 株未満の川重冷熱株式を保有する川重冷熱株主の皆様には、単元株式数に満たない川崎重工株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、川崎重工の単元未満株式の買増制度または単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注 3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注 4)「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、川重冷熱の株主の皆様は、最終売買日である2021年7月28日（予定）までは、東京証券取引所 JASDAQ スタダードにおいて、その保有する川重冷熱株式を従来どおり取引することができますほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置

川崎重工および川重冷熱は、川崎重工が、2021年3月31日現在、川重冷熱株式7,009,500株（間接保有分24,200株を含みます。2021年3月31日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数8,387,414株に占める割合にして83.57%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。）を保有し、川重冷熱は川崎重工の連結子会社に該当することおよび川重冷熱には川崎重工出身の取締役が存在すること等から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、川崎重工は野村證券を、川重冷熱はSMB C日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、2021年5月10日付で、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得しました。当該算定書の概要については、上記（2）②「算定の概要」をご参照ください。

なお、川崎重工および川重冷熱はいずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、川崎重工は大江橋法律事務所を、川重冷熱は北浜法律事務所を選定し、各々本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所および北浜法律事務所は、川崎重工および川重冷熱から独立しており、川崎重工および川重冷熱との間に重要な利害関係を有していません。

③ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、川重冷熱および川崎重工から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人御堂筋法律事務所（以下「御堂筋法律事務所」といいます。）を選任し、本株式交換の公正性を担保するために講じるべき措置、ならびに本株式交換に係る本特別委員会の審議の方法およびその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。なお、御堂筋法律事務所は、川崎重工および川重冷熱から独立しており、川崎重工および川重冷熱との間に重要な利害関係を有していません。

（5）利益相反を回避するための措置

川重冷熱は、川崎重工が、本日現在、川重冷熱株式7,009,500株（間接保有分24,200株を含みます。2021年3月31日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数8,387,414株に占める割合にして83.57%）を保有し、川重冷熱は川崎重工の連結子会社に該当することおよび川重冷熱には川崎重工出身の取締役が存在すること等から、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① 川重冷熱における独立した特別委員会の設置および答申書の取得

川重冷熱は、2021年1月中旬に川崎重工から本株式交換の申入れを受けたことを受け、2021年1月29日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、川重冷熱の意思決定に慎重を期し、川重冷熱取締役会の意思決定における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、川重冷熱取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが川重冷熱の一般株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見

を取得することを目的として、川重冷熱の社外取締役・独立役員である坂部彰一氏、川重冷熱の社外監査役・独立役員である東風龍明氏（弁護士）および支配株主である川崎重工および川重冷熱との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である秋山洋氏（弁護士、御堂筋法律事務所）の3名によって構成される本特別委員会を設置しました。なお、本特別委員会の委員のうち、坂部彰一氏は、過去に川崎重工またはその関連会社の役職員の地位にあったものの、川崎重工またはその関連会社の在籍時より10年以上が経過しており、川崎重工からの独立性を有することを、川重冷熱のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言も踏まえて確認しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

その上で、川重冷熱は、本株式交換を検討するに当たり、本特別委員会に対し、(a)本株式交換が川重冷熱の企業価値の向上に資するか否か、(b)①本株式交換の条件の妥当性、および②本株式交換の手の公正性の検討を踏まえて、本株式交換が川重冷熱の一般株主にとって不利益でないか否か、(c)その他、本特別委員会設置の趣旨に鑑み、本株式交換に関し、川重冷熱取締役会または代表取締役が必要と認めて諮問する事項を検討し、川重冷熱取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）、について、諮問いたしました。また、川重冷熱は、本特別委員会の設置に当たり、本特別委員会を川重冷熱取締役会から独立した合議体と位置付け、本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本株式交換に賛同しないことといたしました。さらに、川重冷熱は、本特別委員会に、(a)取引条件等について川崎重工と交渉を行う権限、および取引条件等の交渉過程に実質的に関与する権限、(b)適切な判断を確保するために、川重冷熱のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等の外部専門家（以下「アドバイザー等」といいます。）を指名・承認する権限、および必要に応じ、独自のアドバイザー等を選任する権限、ならびに(c)川重冷熱の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、必要な情報について説明・提供を求める権限を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021年1月29日、(i)川重冷熱において、ファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関としてS M B C日興証券を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所をそれぞれ選任することを承認するとともに、(ii)川重冷熱および川崎重工から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして御堂筋法律事務所を選任し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築しました。

本特別委員会は、2021年1月29日から2021年5月10日までの間に、委員会を合計15回開催したほか、川重冷熱担当者等を通じて情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、かかる検討に当たり、川重冷熱の代表取締役を含む経営陣との間で、本株式交換の目的、本株式交換の検討経緯、川重冷熱の事業環境・経営課題、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について質疑応答を行っており、また、S M B C日興証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明や適時に川崎重工との交渉状況の報告を受けているほか、S M B C日興証券を通じて、川崎重工との間の株式交換比率の交渉に参画しております。また、本特別委員会は、川崎重工に対してインタビューを実施し、川崎重工グループにおける川重冷熱の位置付け、本株式交換の検討経緯、本株式交換の目的および本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、川重冷熱のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置ならびに本株式交換に係る川重冷熱の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する助言を受けるとともに、川崎重工に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。加えて、川重冷熱は、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYストラテジー」といいます。）に対して、川崎重工に対

する会計デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、EY ストラテジーより会計デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換が川重冷熱の企業価値向上に資するとの判断の過程、内容に著しく不合理な点は認められず、本株式交換は川重冷熱の企業価値を向上させる旨、および、本株式交換の交換対価の決定を含む本株式交換に関する意思決定は、公正な手続を通じて行われ、川重冷熱の一般株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされている旨の答申書を、2021年5月10日付で、川重冷熱の取締役会に対して提出しております。

本特別委員会の意見の概要については、下記8.(3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照下さい。

② 川重冷熱における利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

川重冷熱の取締役9名のうち、螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、および秋岡稔氏は、過去に川崎重工の役職員であった者であり、また、川崎重工を退社してからの期間が短期間であることに鑑み、および実松俊博氏は川崎重工の従業員を兼務していることから、利益相反を回避する観点から、(i) 螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、秋岡稔氏、および実松俊博氏を除く他の4名の取締役で審議し全員の賛成により決議を行い、(ii) その上で、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、川崎重工の出身者ではあるものの、川崎重工またはその子会社の役職員を兼任しておらず、かつ、川崎重工を退社してから5年以上経過しており、その意味で利益相反関係が薄く、また、社外取締役でもある、秋岡稔氏を加えた5名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。

また、上記の取締役会には川崎重工との間で利害関係を有しない監査役1名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、利益相反を回避する観点から、螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、秋岡稔氏、および実松俊博氏は、川重冷熱の立場で本株式交換に係る協議および交渉に参加していません。

また、川重冷熱の監査役のうち、笠井信雄氏は、過去に川崎重工の役職員であったため、および川西崇氏は、川崎重工の従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本株式交換に係る議案の審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	川崎重工業株式会社	川重冷熱工業株式会社
(2) 所在地	兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号(本店所在地)	滋賀県草津市青地町1000番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 橋本 康彦	代表取締役社長 篠原 進
(4) 事業内容	航空宇宙システム事業、エネルギーソリューション&マリネ事業、精密機械・ロボット事業、車両事業、モーターサイクル&エンジン事業およびその他事業	空調用熱源、工場でのプロセス用熱源となる吸収冷温水機・冷凍機と汎用ボイラの開発、製造、販売、および改修工事・メンテナンス
(5) 資本金	104,484百万円 (2021年3月31日現在)	1,461百万円 (2021年3月31日現在)
(6) 設立年月日	1896年10月15日	1972年3月10日
(7) 発行済株式数	167,080,532株	8,415,000株

	(2021年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)																																								
(8) 決算期	3月31日	3月31日																																								
(9) 従業員数	(連結) 36,691名 (2021年3月31日現在)	(単体) 520名 (2021年3月31日現在)																																								
(10) 主要取引先	防衛省他、国内外の企業	川崎重工、川重商事株式会社他、 国内外の企業																																								
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ銀行、三井住友信託銀行	みずほ銀行、三井住友銀行、滋賀 銀行																																								
(12) 大株主および持株比率	<table border="0"> <tr> <td>株式会社日本カスト ディ銀行(信託口)</td> <td>8.49%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口)</td> <td>8.39%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>3.44%</td> </tr> <tr> <td>川崎重工業従業員持株 会</td> <td>2.69%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>川崎重工共栄会</td> <td>2.43%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カスト ディ銀行(信託口7)</td> <td>1.79%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険 株式会社</td> <td>1.67%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カスト ディ銀行(信託口5)</td> <td>1.43%</td> </tr> <tr> <td>BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1</td> <td>1.32%</td> </tr> </table> (2021年3月31日現在)	株式会社日本カスト ディ銀行(信託口)	8.49%	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口)	8.39%	日本生命保険相互会社	3.44%	川崎重工業従業員持株 会	2.69%	株式会社みずほ銀行	2.50%	川崎重工共栄会	2.43%	株式会社日本カスト ディ銀行(信託口7)	1.79%	東京海上日動火災保険 株式会社	1.67%	株式会社日本カスト ディ銀行(信託口5)	1.43%	BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	1.32%	<table border="0"> <tr> <td>川崎重工業株式会社</td> <td>83.28%</td> </tr> <tr> <td>川重冷熱取引先持株会</td> <td>7.46%</td> </tr> <tr> <td>宗教法人萬福寺</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>川重冷熱従業員持株会</td> <td>0.49%</td> </tr> <tr> <td>株式会社トーヨーコー ポレーション</td> <td>0.48%</td> </tr> <tr> <td>株式会社是永鉄工所</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>日本汽力株式会社</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>株式会社シガMEC</td> <td>0.34%</td> </tr> <tr> <td>K E E 環境工事株式会 社</td> <td>0.29%</td> </tr> <tr> <td>丸茶株式会社</td> <td>0.26%</td> </tr> </table> (2021年3月31日現在)	川崎重工業株式会社	83.28%	川重冷熱取引先持株会	7.46%	宗教法人萬福寺	0.60%	川重冷熱従業員持株会	0.49%	株式会社トーヨーコー ポレーション	0.48%	株式会社是永鉄工所	0.35%	日本汽力株式会社	0.35%	株式会社シガMEC	0.34%	K E E 環境工事株式会 社	0.29%	丸茶株式会社	0.26%
株式会社日本カスト ディ銀行(信託口)	8.49%																																									
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口)	8.39%																																									
日本生命保険相互会社	3.44%																																									
川崎重工業従業員持株 会	2.69%																																									
株式会社みずほ銀行	2.50%																																									
川崎重工共栄会	2.43%																																									
株式会社日本カスト ディ銀行(信託口7)	1.79%																																									
東京海上日動火災保険 株式会社	1.67%																																									
株式会社日本カスト ディ銀行(信託口5)	1.43%																																									
BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	1.32%																																									
川崎重工業株式会社	83.28%																																									
川重冷熱取引先持株会	7.46%																																									
宗教法人萬福寺	0.60%																																									
川重冷熱従業員持株会	0.49%																																									
株式会社トーヨーコー ポレーション	0.48%																																									
株式会社是永鉄工所	0.35%																																									
日本汽力株式会社	0.35%																																									
株式会社シガMEC	0.34%																																									
K E E 環境工事株式会 社	0.29%																																									
丸茶株式会社	0.26%																																									
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>川崎重工は、川重冷熱の発行済株式数(8,415,000株)から自己株式数(27,586株)を減じた株式数の83.57%に相当する7,009,500株(間接保有分24,200株を含みます。)の普通株式を保有しており、親会社であります。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>川崎重工の従業員2名が川重冷熱の取締役および監査役を兼務しており、川崎重工グループの出身者2名が川重冷熱の社外取締役に就任しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>川崎重工は、川重冷熱の機器の購入およびサービス工事の発注を行っております。川重冷熱は、川崎重工と資金の借入、貸付を行っております。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>川重冷熱は、川崎重工の連結子会社であり、川崎重工と川重冷熱は相互に関連当事者に該当いたします。</td> </tr> </table>		資本関係	川崎重工は、川重冷熱の発行済株式数(8,415,000株)から自己株式数(27,586株)を減じた株式数の83.57%に相当する7,009,500株(間接保有分24,200株を含みます。)の普通株式を保有しており、親会社であります。	人的関係	川崎重工の従業員2名が川重冷熱の取締役および監査役を兼務しており、川崎重工グループの出身者2名が川重冷熱の社外取締役に就任しております。	取引関係	川崎重工は、川重冷熱の機器の購入およびサービス工事の発注を行っております。川重冷熱は、川崎重工と資金の借入、貸付を行っております。	関連当事者への該当状況	川重冷熱は、川崎重工の連結子会社であり、川崎重工と川重冷熱は相互に関連当事者に該当いたします。																																
資本関係	川崎重工は、川重冷熱の発行済株式数(8,415,000株)から自己株式数(27,586株)を減じた株式数の83.57%に相当する7,009,500株(間接保有分24,200株を含みます。)の普通株式を保有しており、親会社であります。																																									
人的関係	川崎重工の従業員2名が川重冷熱の取締役および監査役を兼務しており、川崎重工グループの出身者2名が川重冷熱の社外取締役に就任しております。																																									
取引関係	川崎重工は、川重冷熱の機器の購入およびサービス工事の発注を行っております。川重冷熱は、川崎重工と資金の借入、貸付を行っております。																																									
関連当事者への該当状況	川重冷熱は、川崎重工の連結子会社であり、川崎重工と川重冷熱は相互に関連当事者に該当いたします。																																									
(14) 最近3年間の経営成績および財政状態																																										
決算期	川崎重工(連結)			川重冷熱(単体)																																						
	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期																																				

純資産	492,261	471,562	482,775	5,750	5,888	6,189
総資産	1,838,855	1,957,845	1,963,276	15,775	14,370	15,975
1株当たり純資産(円)	2,851.84	2,727.59	2,785.71	685.59	702.01	737.92
売上高	1,594,743	1,641,335	1,488,486	17,864	17,564	18,159
営業利益	64,023	62,063	△5,305	616	341	539
経常利益	37,861	40,429	△2,855	616	337	538
親会社株主に帰属する 当期純利益/当期純利益	27,453	18,662	△19,332	413	249	396
1株当たり当期純利益(円)	164.34	111.72	△115.73	49.24	29.76	47.21
1株当たり配当金(円)	70.0	35.0	-	12.0	12.0	12.0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	川崎重工業株式会社
(2)	所 在 地	兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号(本店所在地)
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
(4)	事 業 内 容	航空宇宙システム事業、エネルギーソリューション&マリン事業、精密機械・ロボット事業、車両事業、モーターサイクル&エンジン事業およびその他事業
(5)	資 本 金	104,484 百万円
(6)	決 算 期	3月31日
(7)	純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8)	総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

川重冷熱は、既に川崎重工の連結子会社であり、本株式交換による川崎重工および川重冷熱の業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

川崎重工は既に川重冷熱の親会社であることから、本株式交換は、川重冷熱にとって支配株主との取引等に該当します。

川重冷熱は、2020年6月26日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。)の「I 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、川重冷熱は、川崎重工および川崎重工の企業グループにおいて、明確な事業領域の棲み分けがなされていることから、川崎重工グループから川重冷熱の自由な事業活動を阻害される状況にはなく、またその取引についても市場価格等を参考にしながら合理的に決定する旨を示しております。

川重冷熱は、本株式交換に関して、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」および3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題および情報の非対称性の問題に対応し、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、コーポレート・ガバナンス報告書の記載の上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、川重冷熱にとって支配株主との取引等に該当することから、川重冷熱は、構造的な利益相反や情報の非対称性の問題に対処するため、公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記3.(4)「公正性を担保するための措置」および3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

川重冷熱は、上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換が川重冷熱の一般株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、本特別委員会を設置いたしました。川重冷熱は、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し(a)本株式交換が川重冷熱の企業価値の向上に資するか否か、(b)①本株式交換の条件の妥当性、および②本株式交換の手続の公正性の検討を踏まえて、本株式交換が川重冷熱の一般株主にとって不利益でないか否か、(c)その他、本特別委員会設置の趣旨に鑑み、本株式交換に関し、川重冷熱取締役会または代表取締役が必要と認めて諮問する事項を検討し、川重冷熱取締役会に意見を述べることについて、諮問いたしました。

その結果、本特別委員会からは、2021年5月10日付で、(a)本株式交換は川重冷熱の企業価値の向上に資すると認められること、(b)①本株式交換の条件の妥当性、および②本株式交換の手続の公正性はいずれも確保されており、本株式交換は川重冷熱の一般株主にとって不利益ではないものと認められることを答申内容とする答申書を入手しております。本特別委員会の答申書の概要は、次のとおりです。

(a) 本株式交換が川重冷熱の企業価値向上に資するか否か

近時における川重冷熱の主たる経営課題は、地球温暖化への対策として世界的に脱炭素化に向けた動きが活発化しており、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策として、環境を重視した投資等を通じて経済を復興させようといういわゆるグリーン・リカバリーの機運が高まっていることを背景に、水素製品の製品化準備や水素利用技術を活用した新規製品等の脱炭素化に向けた取り組みや、開発、生産および販売の各面における経営資源の強化、海外展開等による機器販売の拡大といった点にあるところ、本株式交換によって川重冷熱が川崎重工の完全子会社となった場合には、川崎重工としてその技術、知的財産、生産拠点や国内外の販売拠点といった経営資源を川重冷熱に投入することに障壁がなくなり、川重冷熱は、かかる川崎重工の経営資源をより迅速かつ効果的に活用し、上記課題を解決・改善することが期待できる。また、川重冷熱は原材料等の調達にあたって川重冷熱よりも広い購買網と高い交渉力を有している川崎重工の購買網に参加することが可能となり、より安価かつ安定的に原材料等を調達し、生産コストの低減を図ることも可能となる。さらに、川重冷熱は、川崎重工の完全子会社となることによって社内での意思決定方法を単純化し、日々の変化に対して従前よりも柔軟かつ迅速に対応できるようになるとともに、一般株主との利益相反を懸念することなく中長期観点から抜本的な経営施策を実施することも可能となる。なお、株式の非上場化によって、これまで株主総会運営等の株主関連業務に割いていた人員を本業に集中させることによる経営の効率化や、監査費用等の上場維持コストの削減といった点も、メリットとして挙げられるが、川重冷熱株式会社について証券取引市場再編後の流通株式比率25%以上という上場維持基準を満たすことが困難とみられることを踏まえれば、これらの点を本株式交換自体によるメリットとして特段強調することは相当ではない。

一方、本株式交換によるデメリットとしては、非上場化による知名度や信用力の低下、あるいはこれに伴う人材採用の困難化や従業員のモチベーション低下といった点が想定される。しかし、これらの点は、上記のとおり、証券取引市場再編後の上場維持基準を満たすことが困難とみられることからすれば、上記の非上場化のメリットと同様に非上場化そのものに起因する懸念についてもデメリット

としては控え目に評価することが相当であり、また、川崎重工が世界的に著名な大企業であることを踏まえると、川重冷熱単体が上場廃止となることによる知名度・信用度という面でのデメリットは、上場企業が単純に非上場化する場合と比較すれば限定的なものと考えられるうえ、川崎重工の完全子会社となることによってより積極的な人材交流や技術提供等を受けることができることは、川重冷熱の企業価値向上という観点からみれば、証券取引市場の再編による上場廃止リスクが現実化した場合のデメリットを補うものといえることができる。

以上を総合的に勘案すると、本株式交換は、川重冷熱の企業価値向上に資するものであると認められる。

(b) ①本株式交換の条件の妥当性、および②本株式交換の手続の公正性の検討を踏まえて、本株式交換が川重冷熱の一般株主にとって不利益でないか否か

① 本株式交換の条件の妥当性について

以下の点を総合的に考慮すれば、本株式交換比率は、本株式交換の取引条件として客観的妥当性に欠けるところはないといえる。

- ・ 0.60 という本株式交換比率（すなわち、川重冷熱株式1株につき0.60株の川崎重工株式が付与される。）は、川重冷熱が選任した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果において、市場株価法、類似上場会社比較法およびDCF法のいずれの方法により川重冷熱株式価値を計算した場合であっても、株式交換比率の算定レンジの範囲内にあると認められる。当該算定結果におけるDCF法による計算の基礎とされた事業計画は、川崎重工と利害関係のない川重冷熱のプロジェクトチームのメンバーにより作成されたものであり、その内容について特段不合理な点や恣意的な下方修正が加えられたような事情は認められず、株式交換比率算定の方法および過程に不合理な点は見られない。川崎重工株式は、市場における流動性の高さおよび中長期的に見た場合の配当に対する期待という点においても川重冷熱株式を上回るものといえる。
- ・ 川重冷熱株式については、証券取引市場再編後の上場維持基準適用に関する経過措置の終了により、意図せずして上場廃止となり、市場における換価が不可能となるリスクが存在することに留意する必要がある。

以上に加え、本株式交換比率を巡っては、川重冷熱の各アドバイザーおよび当委員会の実質的な関与の下、川重冷熱からは3度、川崎重工からは4度にわたって株式交換比率に関する提案がなされ、それぞれの機会において両者間で協議の場が持たれており、その過程において川崎重工が当初0.55と提示していた本株式交換比率が0.60まで増加するに至ったという経緯にも鑑みると、本株式交換比率は川崎重工によって一方的に定められたものではなく、川重冷熱が十分な交渉力をもって真摯かつ継続的に交渉を行った結果、川崎重工としても一定程度妥協して提示されたものと認められる。

以上のように、本株式交換比率は、本株式交換の取引条件として客観的妥当性に欠けるところはなく、また、適切な交渉の結果として提示されたものであることを総合的に考慮すれば、本株式交換の条件は、妥当なものとして認められる。

② 本株式交換の手続の公正性について

本株式交換は、支配株主による川重冷熱の完全子会社化を目的とするものであり、川崎重工のみならず、本株式交換について意思決定を行う立場にある川重冷熱の取締役会と一般株主の間でも構造的な利益相反のおそれが存在することから、本特別委員会は、(i) 取引条件の形成過程において独立当事者間取引と同視し得る状況が確保されているか、および(ii) 一般株主に十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保されているかという観点から、本株式交換に係る手続の公正性について検討を行った。

(i) 取引条件の形成過程において独立当事者間取引と同視し得る状況の確保

川重冷熱は、本株式交換の条件について川崎重工との間で交渉を行うにあたり、独立した委員により構成される本特別委員会を設置するとともに、川崎重工との間に利害関係のない役員および従業員のみによる社内検討体制を確立し、第三者算定機関としてSMBC日興証券を選任して株式交換比率の算定を行ったうえ、本特別委員会による交渉過程への実質的関与、並びに、SMBC日興証券、

リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所、および本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーである御堂筋法律事務所の助言も受けながら、川崎重工から提案された株式交換比率の妥当性を検証したうえで、本株式交換の条件に関する交渉を行った。これらの点を勘案すれば、本株式交換の条件の形成過程においては、株式交換比率の算定および交渉、並びに本株式交換に関する意思決定にあたり、川崎重工の川重冷熱に対する影響を排除するための十分な措置がとられているものと評価することができ、独立当事者間と同視し得る状況が十分に確保されていたものと認められる。

(ii) 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性向上

本株式交換に係る適時開示においては、本特別委員会に関する情報、株式交換比率算定書に関する情報、その他本株式交換の是非、取引条件の妥当性や手続の公正性について一般株主が適切に判断するために有益と認められる情報の開示が予定されており、本株式交換においては、一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上のための手続が十分に講じられているものと認められる。

以上のとおり、本株式交換においては、取引条件の形成過程において独立当事者間取引と同視し得る状況が十分に確保されているとともに、一般株主に十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保されており、一般株主の利益保護という観点から、手続の公正性を確保するための措置が適切に講じられているものと認められる。

以 上

(参考)

川崎重工における当期連結業績予想（2021年5月11日公表分）および前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2022年3月期)	1,500,000	30,000	20,000	17,000
前期実績 (2021年3月期)	1,488,486	△5,305	△2,855	△19,332

(参考)

川重冷熱における前期実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前期実績 (2021年3月期)	18,159	539	538	396